

第11回強制動員真相究明全国研究集会・沖縄

日時 2018年3月17日(土) 13:00~18:00

場所 沖縄大学同窓会館(本館ビル1F)

< 基調講演① >

「天皇制を守る戦闘だった沖縄戦」

沖縄国際大学名誉教授 石原昌家さん P. 1

< 基調講演② >

朝鮮人軍人・軍属の動員の実態とその被害

在日朝鮮人運動史研究会 塚崎昌之 P. 13

< 沖縄からの報告 >

沖縄戦で軍人軍属に動員された朝鮮の若者

沖縄恨(ハン)之碑の会 沖本富貴子さん P. 23

なぜ沖縄にこれほどの「慰安所」ができたのか?

基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 高里鈴代さん P. 29

沖縄における戦争犠牲者の遺骨収集について

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」 具志堅隆松さん P. 37

次世代へ伝える平和ガイドについて

若手平和ガイドの会から

< 地域からの報告 >

「朝鮮料理店・産業「慰安所」と朝鮮の女性たち～埋もれた記憶に光を～」を開催して

高麗博物館朝鮮女性史研究会 渡辺泰子さん P. 38

「明治日本の産業革命遺産と強制労働」

三池・高島など九州の炭鉱への朝鮮人動員数ー石炭統制会福岡支部管内炭礦現況調査表からー

強制動員真相究明ネットワーク 竹内康人さん P. 41

「法的解決済み」論の構造と日本の過去清算

過去と現在を考えるネットワーク北海道 代表 小林久公さん P. 63

主 催 沖縄恨(ハン)之碑の会

強制動員真相究明ネットワーク

協 賛 沖縄・韓国民衆連帯 沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」

沖縄平和ネットワーク 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会

平和ガイドの会

第 11 回強制動員真相究明全国研究集会・沖縄

2018年3月17日 於 沖縄大学同窓会館

基調講演① 「天皇制を守る戦闘だった沖縄戦」

(沖縄国際大学名誉教授 石原昌家)

レジメ：資料 資料のありかを確認しやすいように、沖縄県平和祈念資料館の展示資料と同館総合案内—平和の心を世界へ（2001年3月30日第一刷）などから 紹介します。

資料① 第三十二軍・牛島満軍司令官の訓示

ポイントは第五の「現地自活に徹すべし」「現地物資を活用し一木一草といえども之を戦力化するべし」、第六「地方官民をして喜んで軍の作戦に寄与し 進んで郷土を防衛する如く指導すべし」⇒ 根こそぎ戦場動員の根拠になったといえよう。

第七「防諜に厳に注意すべし」⇒ 根こそぎ戦場動員だから「官民」も当然、軍事機密を知悉・知り尽くした。⇒ 軍事機密を知る住民は、兵士同様に敵に捕まる前に死ぬように仕向けて行った。

資料② 第三十二軍牛島満軍司令官は、昭和 12 年・1937 年の「南京大虐殺事件」の責任者のひとりだったようだ。

資料④は、資料①の第七 でいう防諜の内容 第一条 は軍事上の秘密の具体的指摘。第三条は、沖縄住民がスパイ視虐殺された根拠になったようだ。つまりそれによって、民間人の非国民・スパイ視 が 正当化され、日本軍の虐殺行為が正当化されたようだ。第五条「偶然の原由に依り」・・・は、「撃沈された対馬丸」の生存者が憲兵らの監視下におかれた、根拠法か？

資料⑤、日本軍の県民指導要綱は、資料①で 官民も戦場動員され、軍人同様に軍事機密に熟知することになったので、敵軍に捕まり、軍事機密が漏えいすることをおそれて、敵軍に捕まる前に、軍と「共死」するよう仕向けていった。「極秘」のうちに、「住民自らの意志で死んだかのように思わすように」、住民を洗脳していった。

つまり、「軍官民共生共死」の一体化というのは、住民が自主的・主体的に死んだのではなく、軍に洗脳・強制されて死んだという認識が最重要である。「沖縄戦は軍民一体の戦闘だった」と認識するのか、「沖縄戦は国体護持の戦闘で、住民は日本軍に直接殺されたり、死に追い込まれた戦闘だった」と認識するのか。⇒2003年の有事法制制定の動きと並行して、教科書などをとおして「沖縄戦は軍民一体の戦闘だった」という認識が流布されてきている。

「球一六一六部隊」というのは、第三十二軍司令部 のことである。

資料③ 近衛上奏文 日本の敗戦は必至なり、敗戦に伴っておきる「共産革命」が最も恐ろしい。天皇制が廃止させられるから。連合軍は、いま降伏すれば天皇制は維持してもらえそうだ。⇒昭和天皇は、この話は「もう一度戦果をあげてからでないと思いたい」と、近衛の上奏を受け入れず、翌月沖縄戦に突入。天皇の沖縄戦の戦争責任、広島・長崎への原爆投下の責任は明らか。

資料⑥ の五 は「沖縄語使用禁止」＝「防諜に厳に注意すべし」の実行

資料⑦ 日本軍が住民に絶対に投降を許さない資料：「達」 三に 宣伝ビラ（投降勧告ビラ）を「妄りにこれを拾得私有し居る者は敵側『スパイ』とみなし銃殺す」とあり、沖縄戦は、住民にとって「前門のトラ（迫りくる鬼畜米軍）」と「軍事機密を知る住民の投降を絶対に許さない日本軍・皇軍」の板挟みにあつて、絶体絶命の絶望的状况に追い込まれた。⇒親子・友人・知人同士の「集団死事件」などの発生など、住民の惨劇が引き起こされた。

資料⑧と⑨ 昭和二十年七月二十九日の『福島民報』（毎日新聞・讀賣報知・朝日新聞）に、軍人美化の言葉として集団自決 という用語がはじめて使用されている。

「祖国の必勝を信じ 重傷者は集団自決」

「重傷者は数人づつ車座になり 中に一人が入つて手榴弾を爆破し 文字通り一蓮托生の壮絶な自決を遂げ 従容として尽忠の大義に生きてゆくのであつた。この鬼神も哭く見事な最期はこれこそ日本陸軍の精鋭度を端的に現したものであつた」

資料⑩ 国土決戦教令 昭和二十年四月二十日 大本営陸軍部

第二章 将兵ノ覚悟及戦鬪守則 第十一 重傷兵の毒殺などの 根拠

第十四 敵は住民、婦女、老幼を先頭に立てて前進し 我が戦意の消磨を計ることあるべし 斯かる場合我が同胞は 己が生命の長きを希はんよりは皇国の戦捷を祈念しあるを信じ 敵兵殲滅に躊躇すべからず

⇒ 1945年5月末、第三十二軍牛島満司令官は、首里決戦を避けて、南部南端の摩文仁丘に軍司令部を移動させた。それは、住民の一大避難所になっている南部一帯を「人間の盾」の形にして、米軍の掃討戦を長引かせて、米軍の本土侵攻を遅らせる沖縄捨て石・時間稼ぎ作戦をとったということである。強制動員して松代大本営・天皇御座所、学習院建設の時間稼ぎであつた。＝沖縄戦は国体護持の戦鬪

資料⑪ 天皇メッセージ・1979年4月 進藤栄一大学教授が雑誌「世界」四月号で発表。⇒昭和天皇は、沖縄戦の結果としての米軍の沖縄占領の継続を、天皇制維持のためにマッカーサー連合軍司令官へ訴え。⇒サンフランシスコ平和条約第三条で、法的に沖縄占領が確定。昭和天皇の沖縄に対する戦後責任は明らか。

訓示

訓示行日 2001年3月30日 第1刷
2001年8月15日 第2刷



- 第一 「森敵ナル軍紀ノ下鉄石ノ団結ヲ固成スヘシ」
常任座席常ニ勸諭ヲ奉体シ之方具現ニ邁進スヘシ
特ニ上下相共ニ礼譲ヲ守リ隊長ヲ中心トシテ融々和楽ノ間明朗瀟灑戦闘奇烈ヲ極ムルモ一糸乱レサル鞏固ナル団結ヲ固成スヘシ 然レトモ非違アラハ断平之方交際ニ此ノ躊躇アルヘカラス
- 第二 「敢闘精神ヲ発揚スヘシ」
深刻ナル敵愾心ヲ湧起シテ常在戦場ノ矜持ノ下作戦準備ニ邁進シテ必勝ノ信念ヲ固メ敵ノ来攻ニ方リテハ戦闘惨烈ノ極所ニ至ルモ最後ノ一兵ニ至ル迄敢闘精神ヲ堅持シ泰然トシテ敵ノ撃滅ニ任セサルヘカラス
- 第三 「速力ニ戦備ヲ整ヘ且訓練ニ徹底シ断シテ不賞ヲ取ルヘカラス」
敵ノ奇襲ニ対シ備ヘツツ築城ノ重点主義ニ徹シ時日ヲ許サハ之ヲ普通化シ難攻不落ノ要塞タラシムル共ニ訓練ヲ精到ニシテ精強無比ノ鋼鐵軍タラシメ以テ敵ノ奇正両様ノ猛攻ニ遇フモ断平ヲ擊滅スルヲ要ス
- 第四 「海軍航空及船舶ト緊密ナル協同運轉ヲ保持スヘシ」
今次作戦ノ成否ハ陸海空船四者ノ協同ニ懸ルコト極メテ大ナリ 宜シク進テ関係部隊ト連絡シ特ニ精神的連繫ヲ保持シ之方統合戦力ノ發揮ニ勉ムヘシ
- 第五 「現地自活ニ徹スヘシ」
極力資材ノ節用増産貯蔵等ニ努ムル共ニ創意工夫ヲ加ヘテ現地物資ヲ活用シ一木一草ト雖モ之ヲ戦力化スヘシ
- 第六 「地方官民ヲシテ喜ンテ軍ノ作戦ニ寄与シ進テ郷土ヲ防衛スル如ク指導スヘシ」
之方為總ニ二地方官民ヲ指導シ軍ノ作戦準備ニ協力セシムルト共ニ敵ノ来攻ニ方リテハ軍ノ作戦ヲ阻礙セサルノミナラス進テ戦力増強ニ寄与シテ郷土ヲ防衛セシムル如ク指導スヘシ
- 第七 「防諜ニ厳ニ注意スヘシ」
右訓示ス
尚細部ニ関シテハ軍參謀長ヲシテ指示セシム
昭和十九年八月三十一日 軍司令官 牛島 満



上奏文

敗戦ハ遺憾ナカラ最早必至ナリト存候。(中略)

敗戦ハ我カ国体ノ瑕瑾タルヘキモ、英米ノ輿論ハ今日マテノ所国体ノ変革トマテハ進ミ居ラス(中略)随テ敗戦タケナラハ国体上ハサマテ憂フル要ナシト存候。国体護持ノ建前ヨリ最モ憂フルヘキハ敗戦ヨリモ敗戦ニ伴フテ起ルコトアルヘキ共產革命ニ御座候。

ソラツラ思フニ我カ国内外ノ情勢ハ今ヤ共產革命ニ向ツテ急速度ニ進行シツツアリト存候。即チ国外ニ於テハソ連ノ異常ナル進出ニ御座候。(中略)ソ連ハ究極ニ於テ世界赤化政策ヲ捨テサルハ最近欧州諸国ニ対スル露骨ナル策動ニヨリ明瞭トナリツツアル次第ニ御座候。(中略)

カクノ如キ形勢ヨリ推シテ考フルニ、ソ連ハヤカテ日本ノ内政ニ干渉シ来ル危険十分アリト存セラレ候。(中略)

昨今戦局ノ危急ヲ告クルト共ニ一億玉碎ヲ叫フ声次第ニ勢ヲ加ヘツツアリト存候。カカル主張ヲナス者ハ所謂右翼者流ナルモ背後ヨリ之ヲ煽動シツツアルハ(中略)共産分子ナリト睨ミ居リ候。(中略)

勝利ノ見込ナキ戦争ヲ以上経続スルハ、全ク共產党ノ手ニ乗ルモノト存候。随テ国体護持ノ立場ヨリスレハ、一日モ速ニ戦争終結ノ方途ヲ講スヘキモノナリト確信仕リ候。(中略)

従テ戦争ヲ終結セントスレハ先ツ其前提トシテ此一味ノ一掃力肝要ニ御座候。(中略)此ノ一味ヲ一掃シ軍部ノ建直シヲ実行スルコトハ、共產革命ヨリ日本ヲ救フ前提先決条件ナレハ、非常ノ御勇断ヲコソ願ハシク奉存候。

昭和二十年二月十四日 元首相 近衛文麿

(1937年12月1~13日)

南京大屠杀图证

中日档案 中国第一历史档案馆
吉林省社会科学院 合编

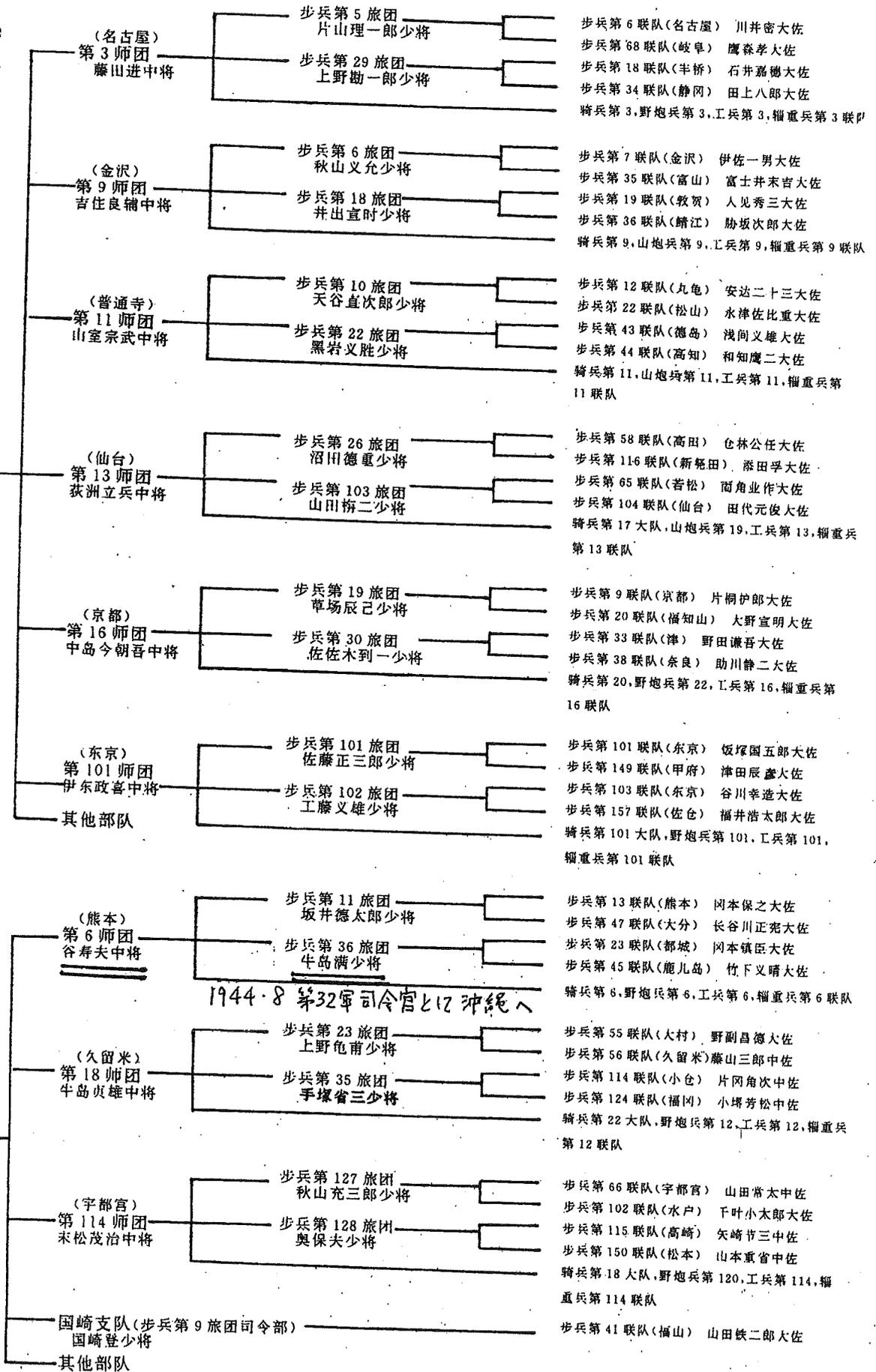
吉林人民出版社出版 新华书店北京发行所发行
长春新华印刷厂印刷

287x1092毫米 16开本 19图张
1996年7月第1版 1996年7月第1次印刷
印数：1-12,000册
ISBN 7-206-02278-2
D·663 定价：(精) 120元 (平) 80元

上海派遣军
朝香宫鸠彦中将

第十军
柳川平助中将

华中方面军
松井石根大将



軍機保護法 (法律第72号) 昭和12年8月14日

平和資料

日米ガイドラインと戦前「有事法制」IV

一九九八年三月二日初版発行

セット定価：本体一三三〇〇円十税

編集 松尾高志

発行者 皇館書局

発行所 港の人

持葉川島鎌倉市大町一七七一

郵便番号 二四八〇〇〇七

電話 〇四六七六〇一三三三四

印刷製本 株プレス

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル軍機保護法改正
法律ヲ發可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年八月十三日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

海軍大臣 米内 光政

司法大臣 磯野 季彦

陸軍大臣 杉山 元

法律第七十二號 (官報 八月十四日)

軍機保護法

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スル

ハ作戰、用兵、動員、出陣其ノ他軍事上ノ

秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ

前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸

軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シ

タル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處

ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ

之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏

泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行為ヲ

爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ

又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタル

トキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領

有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國

ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死

刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シ

タル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期

又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者

之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動

スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期

若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ

知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄

シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ

處ス

偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ

又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若

ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルト

キハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又

ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織

シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル在務

ニ從事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲

役ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ

六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

5

極秘

第 一 部	第 二 部	第 三 部	第 四 部
防 衛 省	陸 軍 省	海 軍 省	空 軍 省
第 一 課	第 二 課	第 三 課	第 四 課
第 一 課	第 二 課	第 三 課	第 四 課

6

防 衛 省 傳 達 等 に 關 ス ル 縣 民 指 導 要 綱

昭和十九年十一月十八日
陸 軍 第 一 六 一 六 師 隊

第 一 方 針

皇國ノ使命及ビ大東亞戰爭ノ目的ノ深刻ニ銘肝セシメ我ガ國存亡ハ東亞諸民族ノ生死興亡ノ岐ルル所以ヲ認識セシメ眞ニ六十萬縣民ノ總力ヲ起ラシテ以テ總力敵態勢ヘノ移行ヲ急速ニ推進シ軍官民共死ノ一體化ヲ具現シ如何ナル難局ニ遭遇スルモ毅然トシテ必勝道ニ邁進スルニ至ラシム

第 二 要 領

一 關係諸機關ノ任務

(一) 陸 軍 第 一 六 一 六 師 隊

大綱ヲ示シ全般ヲ統制スルト共ニ所屬ノ機關ヲ以テ直接指導ス

(二) 各 兵 團 及 各 守 備 隊

本要綱ニ基キ各々防衛擔任地域内ノ指導ニ任ズ

(三) 沖 撃 憲 兵 隊

本要綱ニ基キ實行ノ指導及希ニ任ズ

秋葉新に贈する書類

国立公文書館蔵

スパイ視察殺

軍民雑居の戦場となった沖縄の日本軍は、住民から軍の機密が漏れるのを過度に恐れた。「沖縄語ヲ以テ談話シアル者ハ簡談トミナン越分ス」という命令も出されていた。米軍の投降勧告ビラを持っていたり、投降を呼びかけにきた住民は非国民と見なされて、虐殺された例もあった。

平和の心を世界へ

発行責任者

発行日 2001年3月30日

第1刷

沖縄県平和祈念資料館館長 外間 盛治

球軍會報 四月九日
炊事場並入口二隣に記、通り定、
1書周別命ヲ、發電打及其附近ニ立入禁メ
2食事分配ヲ左記時間内ニ於テ實施スル
3特鑄歩兵第一中隊及機關銃第一小隊(二食分)
4其他軍醫部ヲ降、第一機道
第一二坑道 〇〇〇―〇〇〇間
第三坑道 〇〇〇―〇〇〇間
八電撃隊、隊、合同通信 〇〇〇―〇〇〇間
三場所、炊事場、合同通信 〇〇〇―〇〇〇間
九食、食事分配、左記
特鑄歩兵第一中隊、機關銃第一小隊、
第一二坑道 一五〇―一五〇間
第三坑道 一五〇―一五〇間
合同通信、電撃隊、隊、
三場所、炊事場、
三管理部、夜間三食分、炊事場、
二食分ヲ總、
法一依、
四前記要領ニ基テ各食事、
管理部下士官、兵、雇傭人ニ分テ、
五前記要領ニ基テ、
中隊、
中隊、
中隊、

福島民衆
 毎日新聞
 朝日新聞
 読者告知
 社説

沖繩はかく戦つた
 敵物量を越え大出血へ

比なし軍の精銳度
 敵物量を越え大出血へ

軍發機で敵艦沈む
 敵米兵は鬪魂低し

軍發機で敵艦沈む
 敵米兵は鬪魂低し

敵機動部隊再現
 西日本工棚船を攻撃す

敵機動部隊再現
 西日本工棚船を攻撃す

大巡一轟大型艦一沈撃
 神鷲ブケット島に戦果

大巡一轟大型艦一沈撃
 神鷲ブケット島に戦果

初絶多敵
 敵口腹中心に戦

初絶多敵
 敵口腹中心に戦

夜間攻撃で戦果
 敵正隊大破り

夜間攻撃で戦果
 敵正隊大破り

祖國の必勝信
 軍機は密裏面表

祖國の必勝信
 軍機は密裏面表

沖繩はかく戦つた 比なし軍の精鋭度 敵物量を超え大出血

敵物量を超え大出血
比なし軍の精鋭度
沖繩はかく戦つた

敵機て敵艦 敵米兵は

敵機は、敵艦を襲撃し、大損害を被せしめた。敵米兵は、激戦を繰り広げ、大出血を喫した。

祖國の必勝信心

重傷者は集團自決

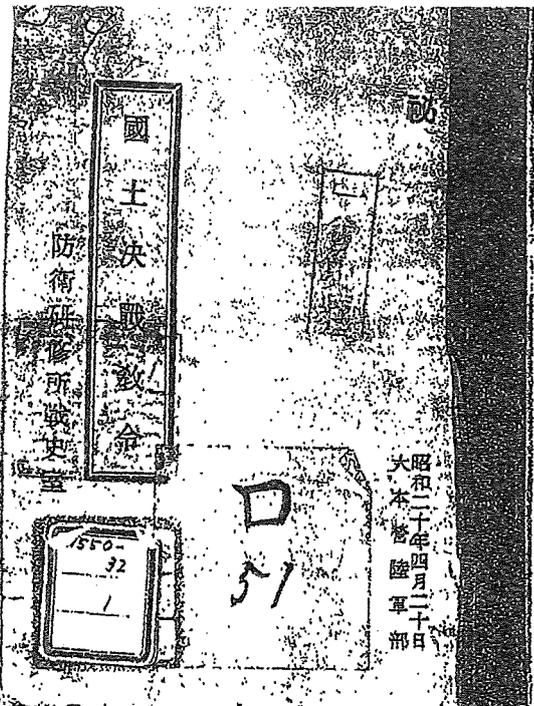
次に個人の無敵性を誇ることは自決の秋は、何よりも雄辯に示さねばならぬ。第一線の或る部隊の如きは、重傷者が一人を後方野戦病院に搬送するに足らない程の損失を蒙つたか、この部隊は、自決して、口を揃へていふのだ。私一人のため、第一線から戦場の要所を閉じて、部隊の作戦行動に支障を及ぼすことは、許さないと、おぼしめておられるのか、この部隊は、自決して、口を揃へていふのだ。私一人のため、第一線から戦場の要所を閉じて、部隊の作戦行動に支障を及ぼすことは、許さないと、おぼしめておられるのか、この部隊は、自決して、口を揃へていふのだ。

軍人美化

臆病な馬乗

臆病な馬乗
敵機は、敵艦を襲撃し、大損害を被せしめた。敵米兵は、激戦を繰り広げ、大出血を喫した。

発行日 2001年3月30日 第1刷
2001年8月15日 第2刷



昭和二十年四月二十日
大本營陸軍部

第二章 將兵之覚悟及戦闘守則

第八 國土決戦ニ参スル全將兵ノ覚悟ハ各々身ヲ以テ大
君ノ御指圖トシテ死スルヲ榮光トシテ死スルヲ死ニ歸スル
ガ如ク七生報國ノ念願ヲ深クシテ無窮ナル皇國ノ礎石タ
リ得ルヲ悦ブベシ

第九 高級指揮官ハ夫々其ノ地位ト責務トニ即應スル統
帥指揮ニ專念シテ現ヲ盡クシテ敵ヲ撃碎スベキ方策ヲ確
立シテ之ヲ實行スルヲ要ス

第十 指揮官ハ火力ノ制空力等戰場ノ實情ヲ正當ニ認識
シテ之ヲ對策ヲ研究 創意シテ奮烈ナル砲撃、戦車、火砲、
瓦斯攻撃等激烈毒慘ナル情景ニ對處シ冷靜沈著毅然トシ
テ之ヲ凌駕、壓倒スベキ手段ヲ講ジ強固ナル戦闘ヲ遂行
スルヲ要ス

第十一 決戦間傷病者ハ後送セザルヲ本旨トス
負傷者ニ對スル最大ノ戰友道ハ速カニ敵ヲ撃滅スルニ在
ルヲ銘肝シ敵撃滅ノ一途ニ邁進スルヲ要ス戰友ノ看護、
附添ハ之ヲ認メズ
第十二 戦闘中ハ部隊ノ後退ハ之ヲ許サズ

斥候、傳令、挺進攻撃部隊ノ目的達成後ノ原隊復歸ノミ
後方ニ向テ行進ヲ許ス

第十三 作戦軍ハ全部隊、空軍種悉ク戦闘部隊ナリ
後方、補給、衛生勤務等ニ任ズル部隊モ常ニ戦闘ヲ準備
シ命ニ應ジ第一線ニ進出、突撃ニ参加スベキモノトス
徒手ノ將兵ハ第一線戦死者又ハ敵ノ銃器ヲ執リ戦闘ヲ遂
行スベシ

第十四 敵ハ住民、婦女、老幼ヲ先頭ニ立テテ前進シ我
ガ戰意ヲ消滅スルコトアルベシ斯カル場合我ガ同胞ハ
己ガ生命ノ長キヲ希ハシヨリハ皇國ノ戦捷ヲ祈念シテ
勇奮シ敵兵撃滅ニ躊躇スベカラズ

第十五 敵ハ住民ヲ殺戮シ、住民地、山野ニ放火シ或ハ
惡宣傳ヲ行フ等慘虐ノ行爲ヲ到ル處ニ行フベシ將兵ハ常
ニ敵懐心ヲ昂揚シ烈々タル闘魂ヲ發揮シ斷ジテ撃タズバ
止ムベカラズ

第三章 作戰準備

第一節 要則

第十六 國土決戦ノ勝敗ハ作戰準備ノ如何ニ關ス
作戰準備期間タル今日既ニ決戦ハ開始セラレアリ一日一
夜ノ遷延、一刻一瞬ノ偷安ハ自ら戰捷ノ基礎ヲ失ヒツツ
アルモノト知ルベシ

11

「天皇メッセージ」(2)の訳文

発行日 2001年3月30日 第1刷
2001年8月15日 第2刷

前記書簡に添付された総司令部外交部作成の

「マッカーサー元帥のための覚え書」(1947年9月20日付)

「琉球諸島の将来にかんする日本の天皇の見解」を主題とする在東京・合衆国対日政治顧問からの1947年9月22日付通信第1293号への同封文書

連合国最高司令官総司令部外交部

1947年9月20日

マッカーサー元帥のための覚え書

天皇の顧問、寺崎英成氏が、沖縄の将来にかんする天皇の考えを私に伝える目的で、時日を約束して訪問した。

寺崎氏は、米国が沖縄その他の琉球諸島の軍事占領を継続するよう天皇が希望していると、言明した。天皇の見解では、そのような占領は、米国に役立ち、また、日本に保護をあたえることになる。天皇は、そのような措置は、ロシアの脅威ばかりでなく、占領終結後に、右翼および左翼勢力が増大して、ロシアが日本に内政干渉する根拠に利用できるような“事件”をひきおこすことをもおそれている日本国民のあいだで広く賛同を得るだろうと思っている。

さらに天皇は、沖縄（および必要とされる他の島々）にたいする米国の軍事占領は、日本に主権を残したままでの長期租借—25年ないし50年あるいはそれ以上—の擬制にもとづくべきであると考えている。天皇によると、このような占領方法は、米国が琉球諸島にたいして永続的野心をもたないことを日本国民に納得させ、また、これにより他の諸国、とくにソ連と中国が同様の権利を要求するのを阻止するだろう。

手続きについては、寺崎氏は、(沖縄および他の琉球諸島の)「軍事基地権」の取得は、連合国の対日平和条約の一部をなすよりも、むしろ、米国と日本の二国間条約によるべきだと、考えていた。寺崎氏によれば、前者の方法は、押し付けられた講和という感じがあまり強すぎて、将来、日本国民の同情的な理解をあやうくする可能性がある。

W. J. シーボルト

(『沖縄と天皇』あけぼの出版より)

10

朝鮮人軍人・軍属の動員の実態とその被害

在日朝鮮人運動史研究会 塚崎昌之

1. 朝鮮人軍人・軍属とは

ア) 軍人

◎「志願」兵

▽1938年2月勅令「陸軍特別志願兵令」

朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所で6ヶ月の訓練(後に4か月)

陸軍特別「志願」兵—1938年~43年までの計16,830名

	入所者数	志願者数	倍率
1938年度	406	2,946	7.3
1939年度	613	12,528	20.4
1940年度	3,060	84,443	27.6
1941年度	3,208	144,743	45.1
1942年度	4,077	254,273	62.4
1943年度	6,300	303,294	48.1

▽1943年7月勅令「海軍特別志願兵令」

海軍特別「志願」兵 1943年のみ3,000名

▽なぜ、「志願」者が多かったのか？

一部には「皇民化」された朝鮮人青年もいたことは確か
 朝鮮人への差別解消につながる—特に在日
 地方の官吏(兵役担当)、教員などの半ば強要・甘言—配給
 官吏の数合わせ・水増し
 警察権力等への恐れ、家族の「犯罪」(政治犯を含む)への目こぼし
 「志願」兵優遇策による貧困からの脱出—除隊後の就職
 「徴用」より軍隊がマシ

特に1942年以降は徴兵対象者—どうせ行くなら「志願」の方がマシ

⇒当初予定した質の高い「志願」兵とは異なる現実

1938年度ですら、小学校卒業以上の学歴は約20%

= 日本語もかろうじて理解できる程度

「皇民化」されていない

◎少年兵(飛行兵、戦車兵、通信兵等)

▽陸軍飛行学校生徒1期—1934年(1940年~少年飛行兵)

朝鮮人は1935年2期の合格が最初

※沖縄戦での朝鮮人航空特攻死者10名中5名が少年飛行兵出身

1943年に特別操縦見習士官として陸軍飛行学校入校の2名が沖縄戦での特攻死

▽戦車兵学校1期—1939年

朝鮮人は1940年2期の合格が最初

※沖縄戦では少なくとも2名が死亡

▽応募(「志願」)した別の理由に教育が受けられる、技術が身につく…

◎学徒「志願」兵

▽1943年10月20日陸軍省令「陸軍特別志願兵臨時採用規則」公布

1943年12月詮衡検査

1944年1月3,893名入営（日本への留学生が多い、日大・明治・中央が御三家）

※1943年10月1日勅令「在学徴集延期臨時特例」公布→日本人学生の学徒出陣

※姜徳相『朝鮮人学徒出陣』岩波書店、1997年

▽「志願」といいながら、実質的に強制が伴う—1944年10月平壤学徒兵事件

「志願」拒否者—退学処分、徴用をかけて「皇民化」精神訓練

「逃亡」者—逮捕・検束→訓練所送り

→朝鮮内配属者18%、中国戦線配属が多い—「脱走」兵約200名(10%)、独立軍に合流者も

▽韓国行政安全部の過去史（歴史）関連業務支援団・高麗大共同調査—2017年10～12月

動員の対象者に指定された6,203名のうち、4,385名を動員

◎徴兵

▽徴兵制導入を巡る本音の議論—兵力不足を補うためだけだったのか？

・賛成

「大和民族は第二、第三乙種に至るまで戦役に従事しあるにかかはらず、朝鮮民族は優良な体格を保有しながら征戦に従ふことなく、銃後において戦争景気の恩沢を満喫しある状況なり。その懸隔の甚だしき、もはやこれを放置し得るざるの感を深からしむるものあり。」

「大和民族のみが戦死し、朝鮮民族が残るときは、その旺盛なる繁殖力と相待って(ママ)、将来由々しき問題を引き起すべし。すべからく朝鮮民族の中からもこの際戦死者を出さざるべからず。」

・反対

「兵役は義務なるとともに権利なり。すなはち兵役義務は選挙権と関連を有す。」

「彼等に軍事能力を附与する場合の反作用等を考慮する場合、果して適当なりや否や。」

「大和民族たる兵の素質著しく低下しある今日、彼らの軍隊への混入は、彼等に軍隊を牛耳らるおそれなきや。」

⇒純粋な軍事的要請よりも、「挙国一致」体制を維持するための政治的判断を優先

▽徴兵の開始・過程

1942年5月8日 朝鮮への徴兵制の導入、閣議決定

1943年3月2日 朝鮮人を徴兵の対象にした「改正兵役法」公布

1944年4月1日～8月20日 第1回徴兵検査

1923年12月2日～24年12月1日生まれの者、222,295名が受検（「満洲」在住者を除く）

1944年9月 現役徴集者陸軍45,000名、海軍10,000名 計55,000名入営開始

＝日本語ができる者(甲種合格は75,000名)

※陸軍の配属予定先—日本11,145名、中国20,370名、南方11,897名、朝鮮軍1,585名

→なるべく、朝鮮国内にはおかない

一般の戦列部隊（歩兵とか砲兵・工兵など）に分散（10%）して配属することを想定

1944年12月～ 甲種で現役徴集されなかった者と第一乙種＝第1補充兵に対する召集開始

＝日本語ができない者を多く含む

→野戦勤務隊、特設勤務隊、農耕勤務隊、自活隊、地下施設隊等に配属

＝多くは「本土決戦」のための武器を持たない労働者として使用

全体で7万名以上、その内、日本に4万5千名以上と推測

1945年2月～5月 第2回徴兵検査開始

現役徴集予定者陸軍45,000名、海軍10,000名 計55,000名

▽第1回徴兵検査 1944年度徴集現役兵「内地」配属予定

・東部軍 2,440 名、中部軍 1,985 名、西部軍 2,075 名、北部軍 1,745 名、船舶司令部 600 名
第一航空軍 2,300 名 計 11,145 名

・1944 年現役で戦列部隊に配属された者も、陣地構築などの肉体労働に従事した者が多い

▽1944 年度徴集現役兵「内地」外配属予定

・朝鮮軍 1,585 名、台湾軍 3 名、関東軍 9,925 名、支那派遣軍 10,455 名、南方軍 7,647 名
第 2 方面軍 2,710 名 計 32,325 名

▽第 1 回徴兵検査第 1 補充兵

・1944 年度、45 年度にわたって召集される

・先述した部隊以外に

鉄道第二連隊（習志野）507 名－1944 年度第 1 補充兵などが目立つ

※この労働者としての「兵士」は以下の論稿を参照のこと

拙稿 「朝鮮人徴兵制度の実態」（『在日朝鮮人史研究』第 34 号、2004 年）

同 「1945 年 4 月以降の日本への朝鮮人強制連行」（『季刊戦争責任研究』55 号、2007 年）

雨宮剛『もう一つの強制連行 謎の農耕勤務隊』文芸社、2016 年

※朝鮮人兵士全体については以下の書籍も参照のこと

北原道子『北方部隊の朝鮮人兵士』現代企画室、2014 年

樋口雄一『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』総和社、2001 年

同 『皇軍兵士にされた朝鮮人』社会評論社、1991 年

◎その他－
陸軍士官学校（約 140 名・日清戦争後・韓国併合後・日中全面戦争後が多い、王公族も）
（1 名が沖縄戦で航空特攻死）
航空機乗員養成所（民間パイロットの育成が主目的、6 名－うち 2 名が沖縄戦で航空特攻死）

イ) 軍属（傭人、雇員、軍夫）

◎陸軍

▽1942 年 5 月 朝鮮人俘虜収容所監視員の募集開始

3,223 名雇用、BC 級戦犯－129 名起訴、14 名死刑（23 名？）

※台湾出身者 BC 級戦犯－173 名起訴、26 名死刑（21 名？）

・朝鮮人監視員は海没も含め、114 名が戦病死・戦死

・「徴用」・徴兵よりまし、給料がいい

※内海愛子『朝鮮人 BC 級戦犯の記録』勁草書房、1982 年

▽海上輸送大隊、船舶工兵、船舶輸送司令部、師団司令部、野戦貨物廠、野戦特別建設勤務中隊、特別水上勤務中隊等に雇用

・船舶関係は船員が多かった

・徴兵が始まると「兵士」が充てられた場合もある

・沖縄戦動員の第 7 野戦船舶廠第 3 中隊－在阪朝鮮人中心の約 260 名の軍属で編成という証言も

▽軍工廠への徴用－全員が軍属扱いか？

・「内地・第一三方面軍（東海）第一五方面軍（中部）留守名簿」－大阪造兵廠 97 名（工員）

⇒陸軍兵器行政本部『大阪造兵廠ノ現況』（1945 年 9 月 30 日）半島徴用工員 1,319 名

◎海軍

▽1941 年 12 月 海軍作業愛国団として軍属の募集開始、徴用として送出

1942 年 7 月 第 2 回募集開始、その後も募集

総計 36,000 名か？－死亡者は 1 万名をこえる

⇒多くの者が南方の基地建設のための施設部や設営隊に配属

1942 年 10 月 「内地」在住朝鮮人に徴用開始－海軍省直轄事業所に配属

※海軍は陸軍の工兵隊にあたるものを持たない

◎船員－現員徴用

▽1940年10月 船員徴用令

1942年3月 戦時海運管理令－日本の全船舶の国家使用、徴用船の船員は徴用（軍属）

→陸軍徴用船(A船)・海軍徴用船(B船)、民間船と官庁船(C船)－いずれも徴用船

▽朝鮮人船員死亡者靖国「合祀」数=2,614名 全体約60,600名、台湾出身者1,019名

※船員死亡率=43%、陸軍兵士=20%、海軍兵士=17%

※中国人船員も1,000名近く死亡（大連汽船・東亜海運等）

2. 軍人・軍属として動員された朝鮮人の総数

ア) 日本政府の数字－2種類が存在

◎36～37万人説

▽1955年法務省入国管理局統計（厚生省引揚援護局が資料提供）

・全体

	軍人	軍属	計
陸軍	186,980	70,824	257,404
海軍	22,299	84,483	106,782
計	209,279	154,907	364,186

・そのうち日本「内地」（沖縄は含まず）

	軍人	軍属	計
陸軍	41,448	19,233	60,680
海軍	7,485	44,923	52,408
計	48,933	64,155	113,088

▽1956年外務省アジア局第一課「朝鮮人戦没者遺骨問題に関する件」

朝鮮人軍人・軍属数－陸軍約25万7,000名、海軍約12万名、計約37万7,000名

◎24万人説

▽1962年厚生省統計－以下の資料を集計

- ①陸軍軍人・軍属の名簿である「留守名簿」
- ②1945年3月陸軍省実施の「臨時軍人届」
- ③海軍軍人名簿である「軍人履歴原票」
- ④海軍軍属名簿である「軍属身上調査表」

・全体

	軍人	軍属	計
陸軍	94,978	48,395	143,373
海軍	21,316	77,652	98,968
計	116,294	126,047	242,341

・そのうち日本「内地」（沖縄は含まず）

	軍人	軍属	計
陸軍	16,379	1,790	18,169
海軍	—	—	—
計	—	—	—

◎24万人説の誤り

▽多くの名簿が抜け落ちているのは明白－特に末期に徴兵・徴用された部隊

例：>日本に送られた野戦勤務隊、自活隊、第二農耕勤務隊の名簿等がない

>西部軍管区着信電報 1945年10月30日久留米師管区参謀長発信

「半島出身陸軍軍人2,665名同雇傭人輸送ヲ請求ス」

→内地・第一六方面軍（西部）隷下部隊留守名簿では久留米歩兵187連隊80名

▽36～37万人説も、まだ把握漏れがあると思われる

元朝鮮軍徴兵主任参謀吉田俊隈『朝鮮人志願兵・徴兵の梗概』

「学徒志願兵を合し約二万の志願兵と約四十万の徴兵を生み…」

◎1962年第6次日韓会談一般請求権小委員会被徴用者関係専門委員会

▽日本政府の主張

- ・24万人－1962年厚生省統計を提示
- ・1955年法務省入国管理局統計等は示さず

▽韓国政府の主張

- ・36万5千人－『外務省調査月報』と『引揚援護の記録』を根拠

▽日本政府の態度と結果

- ・『外務省調査月報』－個人の調査記録とし、問題にせず
- ・韓国側に36万5千人説の根拠を求める
→日本政府が24万人説で押し切る

※詳細は竹内康人「朝鮮人軍人軍属の強制動員数」(『大原社会問題研究所雑誌』686号、2015年)
同『調査・朝鮮人強制労働③発電工事・軍事基地編』社会評論社、2014年を参照のこと

3. 朝鮮人軍人・軍属の死亡者

ア) 現在までつかめている全体像

◎1962年厚生省援護局統計－24万人説に基づくもの

▽陸海軍全体

	軍人	死亡率	軍属	死亡率	計
陸軍死亡	5,870	6.2%	2,991	6.2%	8,861
海軍死亡	308	1.4%	13,013	13.5%	13,321
合計死亡	6,178	5.3%	16,004	12.7%	22,182
総人数	116,294		126,047		242,341

- ・陸軍軍人・軍属の実際の死亡率はかなり下がるが、「志願」兵だけでいえば30%近くと思われる
- ※台湾出身者の死亡者数－1990年厚生省資料

陸海別は不明、軍人はほぼ陸軍、軍属は海軍が多いと思われる

	軍人	軍属	計
死亡	2,146	28,160	30,306
動員	80,433	126,750	207,183
死亡率	2.7%	22.2%	14.6%

▽陸軍地域別死亡者数

部隊所在地	軍人			軍属			計		
	復員	死亡	計	復員	死亡	計	復員	死亡	計
内地	16,324	55	16,379	1,666	124	1,790	17,790	179	18,169
朝鮮	43,780	108	43,888	21,920	64	21,984	65,700	172	65,872
千島樺太	372	23	395	368	190	558	740	213	953
満州	8,751	57	8,808	6,570	39	6,609	15,321	96	15,417
中国	15,287	654	15,941	5,039	428	5,467	20,326	1,082	21,408
台湾	1,154	266	1,420	161	43	204	1,315	309	1,624
フィリピン	951	2,156	3,107	470	479	949	1,421	2,635	4,056
ジャワ・ニューギニア等	1,014	1,863	2,877	4,080	704	4,784	5,094	2,567	7,661
ビルマ	1,324	498	1,822	1,299	94	1,393	2,623	592	3,215
小笠原・沖縄・太平洋諸島	151	190	341	3,831	826	4,657	3,982	1,016	4,998
計	89,108	5,870	94,978	45,404	2,991	48,395	134,512	8,861	143,373

◎菊池英昭編著『旧日本軍朝鮮半島出身軍人・軍属死者名簿』新幹社、2017年(全1346頁)

ー以下、「菊池本」と表記

▽1971年、日本政府が韓国政府に引渡した「旧日本軍在籍朝鮮出身者死亡者連名簿」から作成
▽陸海別死亡者数

	軍人	軍属	計	比率
陸軍	5,835	2,569	8,404	38.7%
海軍	238	13,068	13,306	61.3%
計	6,073	15,637	21,710	100%

※韓国政府が「被徴用死亡者連名簿」としてまとめたものを記録保存所が開示ー21,692名
靖国神社合祀ー21,181名

▽地域別死亡者数

ニューギニア 3,198名、船舶 2,788名、フィリピン 2,502名、北太平洋 1,612名
サイパン島 1,423名、ギルバート諸島 1,096名、パラオ諸島 984名、マーシャル諸島 887名
南西太平洋方面 847名、カロリン諸島 667名、舞鶴湾 464名、サイパン島 387名
沖縄諸島 305名、深川宿舎 119名

イ) 陸軍ー地域別に見た特徴

◎中国戦線

▽死亡者数

- ・1962年厚生省援護局統計ー軍人 654名、軍属 428 計 1,082名
- ・菊池本ー1,149名

▽特徴

- ・動員数が多いが、軍人の死亡率はやや低く、軍属はやや高いー軍人 4.1%、軍属 7.8%
- ・軍人は「志願」兵での犠牲がほとんど
- ・戦線が拡大化したため、占領地警備などにあたる独立歩兵大隊での犠牲が多い
- ・大陸打通作戦（1944年4～12月）での犠牲が多い
- ・徴兵ー第1期が多く配属されるも、戦死は比較的少なく、戦病死がかなり
第1期 45,000名徴集の内、「支那」派遣軍には 10,445名配属予定
- ・第1期徴兵検査第1補充兵も若干
- ・軍属は野戦特別建設勤務 101中隊の 108人が目立つー湖南省湘潭飛行場の建設に従事か？
44年7月10日に 27名、敗戦後にも 25名（留守名簿では 659名在籍）

◎南方戦線（小笠原を含む）

▽死亡者数

- ・1962年厚生省援護局統計ー死亡者数・死亡率が圧倒的に高い

	軍人	死亡率	軍属	死亡率	計	死亡率
フィリピン	2,156	69.4%	479	50.5%	2,635	65.0%
ニューギニア・ジャワ等	1,863	64.8%	704	17.3%	2,567	33.5%
ビルマ	498	27.3%	94	6.7%	592	18.4%
小笠原・沖縄・太平洋諸島	190	55.7%	826	17.7%	1,016	20.3%
計	4,707	57.8%	2,103	17.8%	6,810	34.2%

▽朝鮮軍師団の南方派遣ー1943年段階では「最強」師団ー朝鮮人「志願」兵が多く配属

- ・フィリピンー1944年後半～
第19師団（羅南）、ールソン島、第30師団（平壤）ーミンダナオ島
- ・ニューギニアー1943年～

第20師団（「京城」）

・ビルマ（ミャンマー）－1944年後半～

第49師団（「京城」）

▽留守名簿にみる20・30・49師団朝鮮人死者

- ・20師団死亡率－87.2%（全体90.6%）
- 30師団死亡率－74.4%（全体79.8%）
- 49師団死亡率－38.7～61.5%（全体51.4%）

師団	編制部隊	全体			朝鮮人		
		動員数	死亡者	生存者	動員数	死亡者	生存者
第20師団	総数	23,385	21,176	2,209	1,863	1,624	239
	歩兵78	4,335	4,075	214	385	349	36
	歩兵79	5,492	4,620	605	503	454	49
	歩兵80	5,258	5,168	105	348	299	49
	輜重兵20	1,264	1,182	82	301	249	52
	工兵20	1,316	1,095	185	33	27	6
	野砲兵26	2,492	2,386	106	170	151	19
	その他	3,228	2,650	578	123	95	28
第30師団	総数	16,131	12,873	3,258	1,428	1,063	365
	歩兵41	3,026	2,446	580	49	37	12
	歩兵74	3,064	2,505	559	340	261	79
	歩兵77	3,000	2,890	110	416	391	25
	輜重兵30	793	495	298	212	149	63
	工兵30	1,330	1,170	160	25	18	7
	野砲兵30	1,897	1,319	578	158	75	83
	その他	3,021	2,048	973	228	132	96

師団	編制部隊	全体		朝鮮人				
		動員数	死亡者	動員数	死亡者	認定不能	復員	不明等
第49師団	総数	17,168	8,826	934	361	125	360	87
	歩兵106	3,252	—	163	88	12	43	20
	歩兵153	3,252	—	127	62	12	38	15
	歩兵168	3,252	1,855	166	76	37	36	17
	輜重兵49	799	—	181	35	15	123	8
	工兵49	1,131	—	21	14	1	3	2
	山砲兵49	2,651	1,292	124	39	19	49	17
	その他	2,831	—	152	47	29	63	8

▽菊池本死亡者

- 19師団－ 540名
- 20師団－1,823名（20師団以外のニューギニア戦線での軍人死者も含む）
- 30師団－ 681名
- 49師団－ 361名

▽特徴

- ・軍人死亡者は「志願」兵がほとんど
- ・徴兵者は輸送が途絶したため、ほとんど送られず
1945年初頭のモタ30船団（久川丸・羅津丸）で送られたのが最後か？
しかし、そのかなりの部分も1月9日、久川丸が台湾安平沖で海没

20師団関係（第1回徴兵者と思われる）	165名
19師団関係（「志願」兵と思われる）	48名
総数	292名 が犠牲

- ・第 20 師団留守名簿
13 名のみが徴兵 1 期
その何れも生存で現地召集解除のため、主要な戦闘が終わった後に部隊に合流と推測
海没生存者の一部は台湾の部隊に配属された可能性も
- ・第 30 師団留守名簿
1944 年現役兵－16 名、1945 年第 1 補充兵（徴兵 1 期）－39 名
→これらの兵は「志願」兵の後につけたしてあり、戦死者なし
- ・第 49 師団留守名簿
「志願」兵のみと思われる
- ・日本人より朝鮮人の方が若干、死亡率が低い
投降した者が多い、体格に優れていた…

◎沖縄 菊池本－死者 281 名（軍人 59 名、軍属 222 名）

・沖縄陸軍兵士

独立工兵66大隊	6
歩兵22連隊	4
歩兵32連隊	9
歩兵89連隊	14
独歩15大隊	2
輜重28連隊	2
戦車27連隊	3
船舶工兵26連隊	5

・沖縄陸軍軍属

32軍防衛築城隊	63
特設水上勤務101中隊	73
特設水上勤務102中隊	10
特設水上勤務103中隊	12
特設水上勤務104中隊	4
7野戦船舶廠	8
5野戦航空修理廠	7

▽特徴

- ・特設水上勤務 102～104 中隊等の犠牲者がこれだけとは考えられない
- ・特設水上勤務第 101 中隊（宮古・石垣）は 56 名
1945 年 3 月 1 日、輸送船から揚陸作業中、米艦載機 49 機の空襲を受け、撃沈の犠牲者
70 名の記録も残る
- ・戦車 27 連隊は少年兵、他は「志願」兵と思われる
- ・32 軍防衛築城隊は首里周辺、歩兵 89 連隊・7 野戦船舶廠は浦添周辺での戦死者が多い
- ・「船舶軍(沖縄)留守名簿」にある海上挺身基地 27 大隊(大里・佐敷)148 名の死者の記載がない
- ・「島嶼・島嶼軍留守名簿留守名簿」では第 32 軍司令部防衛築城隊 160 名、歩兵第 89 連隊 12 名

◎対ソ戦－菊池本・全て 8 月 15 日以降

▽「満洲」－野重砲 20 連隊 3 名

独立歩兵第 2 大隊 2 名

▽樺太－歩兵第 25 連隊 10 名

▽羅南第 79 師団(関東軍隷下に入る)第 291 連隊第 3 大隊は大きな損害を受けたと言われる

291 連隊には朝鮮人約 140 名（多くの 1945 年度徴兵検査現役兵と少数の軍属を含む）

→犠牲者がいなかったとは思えない、助かったものの中にはシベリア抑留も

「留守名簿」は「不明」だらけ－死亡者・抑留者以外に「逃亡」者もいたと思われる

◎「内地」

▽1962 年厚生省援護局統計 軍人 55 名、軍属 124 名（近海海没者を含む模様）－死亡率は低い

▽菊池本－軍人 43 名、軍属 19 名、不詳 3 名

病死が多いが原爆、空襲、艦砲射撃も散見、死刑も 2 名

ウ) 海軍—軍属が圧倒的

◎軍人

▽1962年厚生省援護局統計—308名

菊池本—238名

▽徴兵—死者は少数—1944年10月レイテ沖海戦で連合艦隊壊滅

→前線に送れず—ほとんど戦死者はいない、鎮海海兵団等での病死

▽「志願」兵—戦死はほとんどない

戦病死・海没が多い

1944年9月9日、海南島に向かう豊岡丸がバンシー海峡で撃沈され、105名の死者

◎軍属

▽1962年厚生省援護局統計—13,013名

菊池本—13,068名

▽地域別死者数—菊池本

- ・マリアナ諸島 2,353名 (サイパン 1,114名、グアム 363名) —戦死が多い
- ・パラオ地区 1,310名—戦死が多い
- ・ニューギニア 1,271名—戦病死もかなり
- ・ギルバート諸島 (タラワ・マキンの戦い) 1,167名死亡—1943年11月25日戦死がほとんど
生存者 233名—死亡率 83.4%
- ・フィリピン 908名—戦病死 (餓死も含む) もかなり (厚生省 479)
- ・トラック地区 669名—戦病死が多い、特にメレヨン島はほぼ戦病死
- ・マーシャル諸島 651名—ミレ島 (219名) は戦病死が多い、他の島は戦死が多い
- ・小笠原・硫黄島方面 321名—戦死がほとんど
- ・沖縄—77名 (軍人 1名、軍属 76名)

沖縄根拠地隊司令部	23
226設営隊	35
船員	17

沖縄根拠地隊司令部は全員 6月 14日 戦死—根拠地隊司令官太田中将 6月 13日 自決
 226 設営隊は海軍司令部壕建設
 3216 設営隊も小禄飛行場で防護施設建設にあたっており、全滅→朝鮮人死者の記載無し

エ) さまざまな死亡・被害の形態—菊池本より

◎戦病死—戦死と処理されている場合も多い

◎空襲

1945年3月10日 芝浦海軍補給部深川宿舍 124名

1945年8月14日 光海軍工廠 36名 (光市役所調査日本人 738名、朝鮮人 34名)

1945年5月10日 第三海軍燃料廠 (徳山) 19名 (朝鮮人軍属総数 500 数十名)

1945年8月7日 豊川海軍工廠 17名 (朝鮮人軍属 2,417名)

1944年10月10日 那覇 8名 (特設水上勤務第 103 中隊 4名、船員 4名)

◎海没・船舶事故

▽陸軍 1,467名 船舶輸送司令部・A船船員

海軍 1,319名 軍属・B船船員

▽八郎瀧丸、白陽丸など—浮島丸・太平丸以外はほとんど語られてこなかった

年	月	日	陸海	部隊	船名	事故場所	死亡者
1944	9	26	海軍	大湊海軍施設部	八郎潟丸	得撫島南東	476
1945	8	25	海軍	大湊海軍施設部	浮島丸	舞鶴港内	464
1944	10	25	海軍	大湊海軍施設部	白陽丸	樺太東方・得撫島北方	317
1945	1	9	陸軍	19・20師団関係兵士	久川丸(羅津丸銃撃死亡者も)	台湾安平沖	292
1944	6	15	海軍	第4海軍施設部(トラック)	4611船団(バタビア丸門司丸)	サイパン沖	239
1944	7	9	陸軍	第5方面軍司令部	太平丸	カムチャッカ半島近海	182
1943	11	2	海軍	第8海軍施設部(ラバウル)	千早丸	四国南方	127
1943	5	10	海軍	第4海軍施設部(トラック)	畿内丸	マリアナ近海	107
1944	9	9	海軍	横須賀第4特別陸戦隊 第15海軍警備府(海南島)等	豊岡丸	バシー海峡	105
1944	3	18	海軍	第19設営隊(ニューギニア)	大永丸・八雲丸?(a船)	南西太平洋(引揚げ)	94
1944	2	23	海軍	第223設営隊(北マリアナ)	香洋丸	父島西北	84
1944	1	27	海軍	横須賀施設部(南鳥島)	笠置丸	八丈島北西方	73
1943	1	13	海軍	第4海軍施設部(トラック)	?	南洋群島近海	52
1945	5	1	海軍	大湊海軍施設部	長和丸	北太平洋-襟裳岬沖	46
1944	5	5	海軍	第226設営隊(サイパン)	白根丸	本州南東	33
1944	3	2	海軍	大湊海軍施設部	明石山丸?(3日)	北太平洋	30
1944	6	2	陸軍	輜重30連隊兵士	神州丸(衝突爆発)	台湾火烧島沖	28
1945	6	18	海軍	大湊海軍施設部	博愛丸	北太平洋	21
1944	11	22	海軍	南方政務部	天草丸	台湾東北海面	18

◎餓死-戦死と表現が多数

▽メレヨン島(ウォーレイアイ島) 153名-7,000名中 5,000名戦病死=多くが餓死と言われる

◎虐殺

▽ミレ島(ミリ環礁・マーシャル諸島)

・219名死亡-多くは餓死

・ミリ環礁のチェルボン島-朝鮮人軍属 184名

食糧不足の中、朝鮮人軍属失踪事件が続く-日本人兵士が「鯨肉」を食す

1945年3月18日朝鮮人が蜂起(日本人7名殺害?) →日本軍が銃撃

菊池本では同日56名が「死亡」(他の多くは「戦死」と記載)

証言では170名死亡、島民30名も銃殺?

◎シベリア抑留-少なくとも2,000名、3,000名とも言われる-死者数は不明

▽「志願」兵、1944年度現役・第1補充兵、1945年度現役兵と様々か?

4. おわりに

◎戦時中の問題点

▽「志願」兵、軍属

▽徴兵

◎戦後の問題点

▽「志願」兵、軍属

▽徴兵

◎1965年日韓基本条約の問題点

※大島渚『忘れられた皇軍』1963年8月16日日本テレビ放映

レジュメ

はじめに

日本本土防衛のために捨て石になった沖縄戦には、植民地朝鮮から多くの若者が強制的に動員され多くの犠牲と被害を与えた。しかし戦後73年たっても、その実態は明らかになっておらず、責任の所在がうやむやのまま何らの償いもなされていない。

沖縄は戦後日本政府によって切り捨てられ、いまだにその基調は変わらないのだが、同じように、いや程度をはるかに上回って、朝鮮半島から連行された人々は日本政府によって踏みにじられ切り捨てられた。朝鮮の人たちの苦しみの近くにいるのは、同じ戦場をкаろうじて生き延びた沖縄の人々ではないだろうかと思う。少しでも実態を明らかにしながら、その歴史から学び再び戦争のない世界に向かっていきたいと思う。

1. 沖縄戦に巻き込まれた朝鮮人、5つのカテゴリーで見る

- ① 戦前から沖縄に住んでいた人たち
- ② 性奴隷として連行された女性たち
- ③ 労務動員された人たち
- ④ 船舶乗組員→沖縄近海で犠牲になった人や、滞留することになった人たち
- ⑤ 軍人軍属として沖縄戦に動員された人たち

2. 各カテゴリーについての具体例

- ① 戦前から沖縄に住んでいた人たち→人数については不明（41戸、88人・・・）
久米島の具仲會（創氏名谷川昇）さん一家7人がスパイ容疑で鹿山正（海軍の電波探信隊=30人程の部隊=の長で島を支配）によって組織的戦闘が終わった8月20日に虐殺される
- ② 性奴隷として連行された女性たち
- ③ 労務動員された人たち
現在明らかになっているのは、石垣の海軍飛行場=平得（ひらえ）飛行場（地元の人は大浜飛行場と呼んでいた）建設に大林組の下請け業者・原田組の朝鮮人が。当事者の証言では「中国吉林のトンガ―飛行場、鳥取の海軍飛行場の建設を経てややしてから佐世保へ集まるよう連絡を受け、沖縄へ100人程、菅原組できた。ある日、君たちは組ではなくて海軍軍属になったからがんばれといわれた。45年7月台湾に移動し壕掘りなどして終戦を迎えた。」頭の菅さんは朝鮮人でマラリアで亡くなったという証言（福地曠昭『哀号・朝鮮人の沖縄戦』）。全体では原田組総務課に勤務していた識名朝永氏の証言によると600人程朝鮮人がいたとのこと（石垣市役所『市民の戦時・戦後体験記録第2集』）。
- ④ 船舶乗組員
これまで見逃されていたが、層としており、沖縄戦の犠牲者として見直しが必要
・沖縄近海での朝鮮人乗組員の犠牲が多い。
・具体例 本部渡久地港で44旅団の一部移動に伴い隊荷を積み込み中、攻撃された彦山丸の乗組員だった朝鮮人が犠牲に。健聖の浜辺の近くに乗組員の墓標がたてられた。このとき2人若しくは3人の朝鮮人が犠牲。

・滞留機帆船要員が特設第6連隊に組み込まれた→特設連隊とは32軍の甲号発令（1945年3月20~21日）で後方部隊が戦闘可能な部隊に再編された。6個の連隊に。特設第6連隊は船舶輸送関連の諸部隊で構成され、水勤隊もここに組み込まれた。平賀隊と言われた。滞留機帆船要員も地上戦に導入された。八原博道32軍参謀の回顧録『沖縄決戦』に特設第6連隊は平賀の気性と部下将兵の船乗り精神を発揮し、訓練、装備未熟ながらも健闘した、というくだりあり。

・西表島の安東丸事件→近海航行中の安東丸が遭難。西表にいた日本軍の砲兵隊（隊長小野藤一）が積み荷を強奪し、朝鮮人乗組員を酷使した挙句、戦後発覚を恐れ、鹿川（かのかわ）の浜に置き去りにして殺す（置き去りで死亡したのは6~7人か・・）。福地曠昭『哀号朝鮮人の沖縄戦』より

⑤ 軍人軍属動員 次項目で

3. 軍人軍属動員

① 軍人

将校 今わかっている人として

- ・申應均（創氏名・平山勝敏、国頭支隊の第100砲兵隊長）。やんばるの戦闘後、脱出を図り、一時伊是名島に、その後故国に戻ったということだ。
- ・金鐘硯（日原正人、24師団第2歩兵砲小隊長）、前田高地の戦いで、死ぬだけが国への奉公ではないと部下に何度も語っていた、と外間守善『私の沖縄戦記』にある。朝鮮に戻ってから麗水反乱事件で1949年8月処刑される。

② 兵 特徴

- ・沖縄戦では戦闘要員として戦場で犠牲、部隊内で兵であっても差別をうけた。学徒兵がいたことが確認。
- ・沖縄戦の兵は徴兵による兵ではなく、志願兵ではないか？ 朝鮮の徴兵検査は1944年4月から始まり●まで。のち訓練所へ入って部隊へ配置なので沖縄配備には間に合わなかったのは・・・。32軍創設は1944年3月、62師団は7月24日編成され「北支那」から8月出発し沖縄へ、24師団は満州から移動、編成は7月18日。28師団は6月30日及び7月4日編成され満州から移動。
- ・歩兵隊の兵士として24師団、62師団、28師団に配属させられているのが特徴。本島では前田、浦添、西原、首里で死亡。文字通り歩兵として最前線の戦場で犠牲になっている。
- ・歩兵隊以外にも様々な部隊に少数配置。
- ・独立工兵第66大隊に9人、内、学徒兵2人が確認。文サンチョは中央大学生、金上等兵は東京の私立大学出身。9人中6人が死亡、内訳は首里で4人、小渡で1人、他1人は不明。
- ・兵も部隊内で差別。この部隊の金上等兵については1中生の学徒兵・城間基一の証言あり。以下は養秀同窓会発行『若き血潮ぞ空をそめける』より要約。金本は上等兵なのに隊内で蔑視され差別され私たちといつも雑用に回されていた。南部に追い詰められ皆が最後の斬り込みにでたが、負傷して参加できなかった城間と金本は国頭へ突破することに。手榴弾を2個準備した城間が金本に怒られる。「馬鹿もん」「すてる」「十分すぎるほどお国のために戦ってきた、命を粗末にするな、俺は今日限り日本人であることをやめる、朝鮮出身と言うだけで差別され蔑視されてきた、この苦しみはわかるまい。今日からは金さんと呼ぶんだ」。この夜城間は久しぶりにぐっすり眠ったそうだ。立派に死ぬことだけを考えていた城間にとっては衝撃だったに違いない。生

きていいんだ！と分かった瞬間の驚きと安堵。

・学徒兵はこのほかにも野戦高射砲に東大出の金山ヨシオがおり、4月1日、部隊内でのひどい扱いに耐えかねいち早く投降した（保坂廣志『沖縄戦捕虜の証言・下』紫峰出版）。他にも屋嘉捕虜収容所に3人の学徒兵がいた、という証言あり。良家の出身であろうかれらが受けた侮辱とその苦しみはいかほどか・・・

- ③ 軍属動員 特徴 後方部隊として地上戦が始まるまでは港湾作業や陣地構築、飛行場建設、坑木伐採等に酷使され、戦争が始まると訓練を受けていないにもかかわらず、斬り込み、弾薬運搬、物資の後送等、戦場で犠牲になった。主な部隊は次の通り

(ア) 陸軍

・朝鮮人部隊であった特設水上勤務第101～104中隊。慶尚北道の若者約2800名。（後述）

・朝鮮人が所属した部隊→ 主な部隊としては

32軍防衛築城隊1～5中隊。1個中隊約100人で日本人と朝鮮人で構成された軍属部隊。朝鮮人は合わせて160人、中隊の約3分の1が朝鮮人。4～5中隊は宮古方面、1～3中隊は本島に駐屯し、北飛行場、中飛行場、通信施設設置などの作業をしていたが、5月15日首里の戦闘に参加し「部隊多半戦死」、のち三田部隊と摩文仁まで行動（「沖縄作戦ニ於ケル防衛築城隊樋口隊史実資料」）した。本島91人中記録されている死亡者61人。詳しく見ると5月松川、首里で21人死亡、真嘉比でも2人死亡。6月15日から糸満、与座、仲座、摩文仁で死亡、場所不明だが6月20日23人死亡。首里攻防の最終局面の戦いに参加、最後は南部で死亡。死亡率が67%。（死亡者が全員記録されているか？）

第5野戦航空修理廠第1～3独立整備隊に合わせて73人、内28人が本島、あとは宮古や徳之島に配置。28人中記録では7人が死亡。5月末首里で、6月に入って糸満真壁、真栄里で死亡。やはり首里攻防戦に参加、最後は南部で。

第7野戦船舶廠 11人中9人死亡。内前田で5月10日5人死亡、首里と6月20日前後摩文仁で死亡となっている。船舶廠部隊が陸戦隊になって前田高地の戦いに参加したと思われる

- (イ) 海軍 設営隊などに配置され、本島では海軍が全滅した時期の6月14日頃に死亡者が集中している。

・奄美大島 第228設営隊 135人

・本島には 第226設営隊49人、内36人が死亡。死亡者中小祿で死亡が28人。（ここに含まれていない226設営隊31人が1944年5月5日本州南東地域海上で死亡、沖縄配備の過程か？）

沖縄根拠地隊（船舶、輸送隊など）合わせて43人、内23人が死亡、6月14日全員豊見城で死亡。

4. 特設水上勤務隊 その1 動員から地上戦直前まで

- ① 慶尚北道から20代前半を中心とした若者2800名が意に反して徴用。大邱で4個中隊に編成される。動員割り当てからわずか1週間で集められた→当然強制が伴う。逃亡が相次いだ。二個中隊に逃亡者の記録あり、合計58人。

- ② 部隊編成が緊急を要したのは沖縄へ入ってくる軍需物資の陸揚げ（沖縄の港に大型船停泊不可のため傳馬船での陸揚げ港湾作業員が必要）のため。1944年8月をピークに32軍の大量の人

員と物資が沖縄に入ってきた。

- ③ おもな港 古仁屋港、本部渡久地港、読谷渡具知港、那覇港、平良港、石垣港。

101 中隊→宮古島・平良港と石垣島・石垣港

102 中隊→奄美大島・徳之島に 12 月迄、のち川田村と名護に別れて坑木伐採、のち八重瀬町の宜次で首里前線への爆弾運び、32 軍撤退に合わせ南部へ物資後送、山城で壊滅

103 中隊→那覇港、のち慶良間諸島に

104 中隊→読谷山渡具知港と本部渡久地港、のち那覇港での作業を経て首里山川の戦線へ、最期新垣で「壊滅」。第 1 小隊のみ渡嘉敷島へ。

- ④ 港湾作業 共通している点

・ただならぬ量の物資 (104 中隊の陣中日誌、62 師団輜重隊の史料に詳しい) 特に那覇港は昼夜敢行しても滞る状態、沖縄の真夏の炎天下、長時間(平均 11 時間とも)の過酷な力仕事、不安定な海上作業、体力消耗し倒れるもの、けがをするものがでる。

・奴隷のように扱われたという住民の証言が多数。荷物を落とすと鞭でたたかれた。疲れ切って座り込んでいる朝鮮人を軍靴で足蹴、並ばされてロープでたたかれ海に落ちた、仕事は 2 倍、食事は二分の一、いつもおなかを空かせていた。食べ物ももらいに来た。殴られっぱなし、子細なことでも殴り倒され、牛馬にもひどい扱いを受けて泣きじゃくっていた、、、

・水勤隊員の証言、食事はわずか、飯盒の蓋位のご飯を三人で分けて食べた、一番きつかったのは重い荷物とひもじさに耐えること、汗がびっしょり、セメント袋を担いだ後は服が鎧のように固まった。缶詰を隠したとして私刑、分隊員にも殴らせ、意識が戻らずその後姿を見せなかった。隠した乾パンが見つかって袋叩き、顔がざっくり割れて今もその傷跡が残っている。

・休日はわずか。104 中隊第 2 小隊の本部渡久地港では 9 月～12 月の 3 か月で雨の日も含めて 5 日だけ。

・監視がついた。3 中生の学徒兵だった具志堅均さんも運天港で荷揚げする朝鮮人の監視をしたことがあった。「怠けたらすぐ叩いていいからと、6 尺の棒を持った」「4、5 人集まって何か話をするとすぐに散らすことをよくやった。それで怖い思いをしたことがあった。」「僕たちには当たり前前に奴隷みたいな意識があった、三等国民だし、日本軍の下働きをするのは当然という意識があった。」「彼らは教育を受けてないから、普通の扱いではわからんからしっかり教えろと言われた」((名護市史『語りつぐ戦争第 2 集』

- ⑤ 次第に入港船が途絶えていく。陣地構築に軸足が移る→坑木伐採 陣地構築

- ⑥ 地上戦に備えた体制、1945 年 2 月 17 日、103 中隊と 104 中隊第 1 小隊が慶良間諸島へ

5. 特設水上勤務隊 その 2 地上戦開始後→それぞれ駐屯した 3 地域の特徴

- ① 宮古・石垣地域 101 中隊(700 人余り)、この地域には水勤隊以外にも朝鮮人が所属した部隊も駐屯(32 軍防衛築城隊、第 5 野戦航空修理廠第 2 独立整備隊などに所属)。全体で朝鮮人軍人軍属は 850 名程。米軍の上陸はなく地上戦はなかったが、空爆は途切れることなく継続。食糧補給がなく自活の農作業も進まず、衰弱、マラリアの蔓延、病死が多い。1945 年 3 月 1 日は平良港で船上での作業中攻撃を受け 60 人死亡、攻撃が予想される中、無茶な作業命令、朝鮮人が使い捨て。宮古島では井戸を掘っていた朝鮮人の姿が目撃された。死亡は 90 人程確認されているが、帰還できた人数は 650～665 人。100 人余がどうなったか不明。「8 月 15 日祖国解放を知り西里通りを朝鮮の人たちが行進した(友利恵勇)」「戦場の宮古と「慰安婦」』より

② 慶良間諸島（103中隊と104中隊第1小隊）1945年2月17日に本島から移動。合計約870人→日本軍全体に占める朝鮮人の割合44%。海上挺進基地大隊の大部分が独立歩兵隊となって本島へ移動。その穴埋めとして水勤隊が配置される。当初は特攻艇泛水の任務。

・軍は特攻艇出撃地域として布陣したが米軍が上陸したために、出撃不可（自沈・・・）

・26日米軍上陸、31日慶良間諸島占領宣言、米軍は座間味島に駐屯、捕虜収容所を置く。各島で日本軍の掃討はされず、海からパトロールと投降の呼びかけ、そのため日本軍は島に生き残り山に隠れ住民、朝鮮人にたいする恐怖支配を開始（阿嘉、渡嘉敷島）。座間味島→戦隊長負傷のため戦隊解散、各部隊独自行動司令を発令、結果投降が進んだ。2週間位で下山したものが多かった。（千澤基さん証言）。日本軍が島から離れるなどして島を支配する者がいなかった慶留間島、島のおばあちが朝鮮に帰りなさいと。朝鮮人は計画的に投降。島の人に挨拶して去る。

・米軍上陸当初、朝鮮人も斬り込みをさせられ犠牲に。阿嘉島では23人が29日まで死亡している。「朝鮮人が恐怖にゆがんだチョコレート色の顔をして折り重なっていた」（阿嘉島のこと。中川好延『零対無限大』より）渡嘉敷島では死亡者名簿にはでていないが海上挺進第3戦隊記録には28日まで朝鮮人死亡者が8人いる。

・阿嘉、渡嘉敷では統制違反、スパイ容疑で朝鮮人が処刑。食料が途絶え、食べ物を探し隊から離れるものが絶えない、投降の機会を狙う（自ら助かる道を探す）などで朝鮮人狩り、統制の効かない朝鮮人に対する見せしめ。住民の前を通す。同僚に穴を掘らせる。阿嘉→処刑→最終的に監禁壕に閉じ込める、5月末か6月初め頃から6月21日まで約50人を。阿嘉では最低12人、渡嘉敷島では最低6人（平和の礎に今年刻銘された朴熙兌さんもその一人）が殺された。

③ 沖縄本島 102中隊と104中隊の2個小隊、合わせて1200人弱

・3月20（?）、21日、「球作命甲第112号、113号」、後方部隊も戦闘に使用できるよう6個の特設連隊に編成、水勤隊は特設第6連隊という記録あり。沖縄戦の中で文字通り前線の戦いと直結しながら死と隣り合わせの軍務につく、相当数が犠牲になったと思われるが、生死が特定されないまま今日に至っている。

・102中隊→中隊員であった金元栄氏『朝鮮人軍夫の沖縄日記』（三一書房）、当時の様子が詳細に記録されている。3月24日、102中隊八重瀬町宜次に移動。「竹やりで殺せ、全員戦って死ぬのだ」と言う訓示。爆弾が降りしきる中、首里の第一線地帯や第二線地帯へ弾薬運搬、時には直接砲台まで。5月には小型爆弾2個持って山道を運ぼうとするが敵の砲撃で先頭が上からくずれ落ちてきて進めなかった。行き帰りは死との隣り合わせ。命がけの運搬。5月17日宜次隣接の外間で爆弾運びをしていた朝鮮人の死体5～60人転がっていた（県史、当時田県庁職員・田尻正次証言）。24師団が南部防衛から首里の前線へ移動した穴埋めで南部新城へ行き5月19日まで防衛体制につく（竹やり部隊）。32軍の後退に伴う物資の後送（5/24～）、宜次から新城へ、米軍が迫りすぐさま山城へ、山城で6月20日頃馬乗り攻撃にあい、部隊壊滅、留守名簿には大部分死亡か？とあり、氏名欄の下に一律「死推」の印鑑。記録されたこの中隊の死亡者は106人だがこの数字は全体の一部だろう。

・104中隊→3月26日、山川へ移動し、首里及びその周辺の戦闘に参加、5月29日南部の真栄平に移動、新垣、山城の戦闘に参加、新垣で58人死亡。6月20日に集中。全体では74人の死亡が確認されている。留守名簿では氏名欄に一律状況不明のⓄの印鑑が押されている。

6. 特記

① 戦闘中 朝鮮人を足手まといに。いわれなき差別。壕に逃げ込んできた朝鮮人に威嚇射撃をし

て追い返す。見殺しに→阿嘉島の例。爆弾が落ちたのは朝鮮人のせい→金元栄。

- ② 日本軍兵士、投降を進めた、もしくは一緒に投降した。君たちは助かる。アイコリアン、ノージャパニーズと言え。例 渡嘉敷島6月30日曾根一等兵と朝鮮人20人、朝鮮人女性2人が投降に成功。阿嘉島→コムロ兵長にふんどしをぶら下げて投降しろ、座間味島→安藤伍長アイコリアンと言え君たちは助かる、
- ③ 数として朝鮮人が隊内にいることへの恐怖。阿嘉、渡嘉敷の例あり。一方、座間味の梅澤戦隊長「異民族だから日本人の戦力になってくれと言っても無理。面倒見切れない。(ここに彼らがいれば)かえって(僕らが)大変なことになる、だから自由にして米軍に行かせた。(『アリランのうた』朴壽南編集)
- ④ 住民 かわいそうだったよ、奴隷みたいだったよ。芋を朝鮮人の通り道に置く、カマシェームタシェー(食べさせなさい、持たせなさい)と母が言っていた。唐辛子を生で食べていた。食べ残しの芋の皮をくれと言われたが日本兵が怖くてできなかった。印鑑をつくってもらった。散髪してもらった。壕の中で毒ガスにやられないよう持ち上げてくれた。アリランを歌っていた。円陣を組んで踊っていた。病弱な若者が防空壕でアイゴージュウケッタアと泣いていた。あの時は軍国少女だったから、朝鮮人の青年と朝鮮の女性の話声が嫌で場所を移した。

7. 戦争の終わりと帰還

- ① 沖縄本島からは1946年2月、約1600人。アメリカ軍が作成した乗船者名簿あり。ハワイの捕虜収容所に送られたのは500人か?12月のクリスマス前に帰還。合わせて2100人ほど。宮古八重山地域から650人前後帰還しているがこの数字に含まれているのではないか?宮古にいた101中隊徐正福氏は宮古から嘉手納収容所に入ったと証言している。
- ② 本島でかろうじて生き延びた朝鮮人は屋嘉捕虜収容所へ。慶良間諸島からも送られてきた。収容所内で死亡した朝鮮人もいた、7人?埋葬地がわかれば遺骨収集も可能か。
- ③ 8月15日にはドラム缶を叩き、朝鮮の歌を高らかに。阿嘉島の野田隊長などが収容所内で朝鮮人の仕返しにあう。「朝鮮マンセー」と叫んで私刑は始まったという。
- ④ 収容所内で、阿嘉島の処刑が朝鮮の同胞らの手で(脚本、キャスト、舞台づくりすべて)望郷劇場で再現、公演される。処刑を前にして最後に同僚に残した言葉「もし君たちが生きて故郷に帰れたら私の命日には白いご飯をたらい一杯に供えてくれるよう、父母に伝えてほしい」。「部隊の前幕には大きく太極図を描いた。日帝に禁じられた太極図を万里を隔てた沖縄の地で仰ぎ見た時の感激は何にも例えようがない」(金元栄)

8. 残された課題 他国の戦争に強制連行された人々と真摯に向き合うこと

- ① 死亡者、行方不明者の調査と氏名の特定。家族への連絡
- ② 遺骨の返還
- ③ 靖国神社への合意なき合祀の取り消し、
- ④ 供託金が未返還。遺族年金、障害者年金等の戦後補償制度から除外、
- ⑤ 沖縄戦を世界に、そして後世に伝える役割を持つ沖縄の「平和の礎」に刻銘されている朝鮮人は一部にすぎず、実態が反映されていない。

(真相究明全国研究集会・沖縄、2018年3月17日)

なぜ沖縄にこれほどの「慰安所」ができたのか？

基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 高里鈴代

(資料)

沖縄県史 各論編 第八巻 女性史 (非犯罪)

二〇一六年三月一八日 発行

編集 沖縄県教育庁文化財課史料編集班
 沖縄県南風原町字新川一四八・三
 電話 (〇九八) 八八八・三九三九

発行 沖縄県教育委員会

印刷所 有限会社 潮印刷
 沖縄県浦添市栄越一丁目19番2号

無断複製を禁ず

第二章 日本軍「慰安婦」と沖縄の女性たち

第一節 軍隊の移駐と「慰安所」設置

一九四四年(昭和十九)三月、沖縄に第三軍・沖縄守備軍が創設され、全島要塞化のための飛行場建設や陣地構築作業が、住民を動員して行われることになった。それから間もない五月七日、伊江島飛行場建設作業の開始にあたって、田村真三郎隊長は「勤労者の中に一部婦女あり」として、「一般婦女と性交を交へ或は(中略)之を強姦する等は断じて之を許さず(中略)本職の設備する特殊慰安婦の外、嚴に之を慎むべし」と兵士たちに訓示を与えている。そして五月二四日の「陣中日誌」では、翌三五日には新たに「慰安所」の建築作業にあたるよう命令がたせられて、第三軍下部隊の将兵への「性的慰安」を提供する施設として、伊江島にいち早く二軒の軍隊「慰安所」が設置され、それぞれに四〜五人の沖縄の女性たちが「慰安婦」として配置された。

その後、中国大陸や日本本土から日本軍の主力部隊が次々に沖縄に移駐するようになると、軍民が混在する形になり、各地で日本軍将兵と住民との間にトラブルが発生した。第三軍の主要構成部隊である第六二師団(昭和十八年六月〜七月に中国の山西省と山東省で編成。山西省地区の治安警備を担当)八三〇〇人は、対馬丸他二隻で八月十九日に那覇に入港し翌日上陸した。上陸前の十九日、本郷義夫師団長は「先にも訓示したが、重複をいとわず要望することがある」と

注1 「昭和十九年五月一日至昭和十九年五月三十一日陣中日誌(第二巻)第五十飛行場大隊」(沖縄県教育庁文化財課史料編集班編『沖縄県史資料編23 沖縄陸軍日本軍史料 沖縄巻6』沖縄県教育委員会 二〇一二年刊)頁。なお引用文は、カタカナ表記をひらがなに改め、便宜的に読点を付した。

注2 「昭和十九年五月一日至昭和十九年五月三十一日陣中日誌(第二巻)要塞建築勤務第六中隊」(同上書 77頁)

注3 『軍隊は女性を許さない 沖縄の日本軍慰安所と米軍の性暴力』(アキラ・フミトシム「女たちの戦争と平和資料館」(ウェブ) 編集・発行 二〇一四年)頁。

注4 防衛庁防衛研修所戦史室『沖縄方面陸軍作戦』(朝日新聞社 一九六八年)90頁。

注5 注1同書 91頁より転載

深刻な性犯罪の事態は、兵士たちが前任地と沖縄とを連続性で見ていることの本質ではないか。

第六二師団の兵士だった近藤は、山西省での日本軍の暴行を次の様に語る。

村を襲った場合は、まず金目のものやロバ、牛などの略奪を行いました。女性がいれば輪姦し、その後で、憲兵に知られないように殺害することが普通に行われていました。ある村で赤ん坊のいる女性を古兵が輪姦しましたが一人の古兵が赤ん坊を掴んで谷底に投げ捨てると、女性もその後を追って身を投げる。中国の人々にはどんなことをしても償いきれないことをしました。

注9 近藤一夫の戦争体験を聞く会「山西省から沖縄へ」二〇〇〇年四月十三日之真(雑誌録)ノーマン南京の会編

そのような外地から移動してきた兵士たちの沖縄の人々に対する意識についても、近藤は、中国、満州と同じように、「外地」沖縄への差別意識を強く持っていた。

住民の方言はよく分からないし、生活ぶりも、履物があるのに日常生活ははだしで、芋が主食だったり、豚をよく飼ったり、海水を三ガリにして豆腐を作ったり、タピオカを食べたりするのを見て、日本人とは違うという印象を持ちました。特に、豚をトイレの中で飼って人糞を食わせるというのは中国でよく見てきましたから、自然と沖縄の間には、「チャンコロ」系統ではないかという差別意識が生まれていったんだと思います。

(中略) 夕方になれば若者たちが集まって三味線を弾いて歌い踊りするのを、男女関係がふしだらな連中なのだろうと思ってしまう。 (中略) 沖縄住民に対する偏見は、やがて米軍との戦闘が本格化すると、深刻な形となつていきます。(中略) 移民帰りで(兵隊たちには全然わからない)英語がペラペラの人もいましたから、疑心暗鬼になつて沖縄の人に対して間違つた認識を持ったのです。

注10 内海孝子・石田米子・加藤俊弘編『ある日本兵の二つの戦場』近藤一の終戦から戦後(社会評論社)二〇〇五 96(97頁)

再び「上陸時団下將兵に身ふる訓示」を行い、六項目中の第一に「常に軍紀厳正にすべし」として「同胞の信頼と警愛」を説き、「若し夫れ誤て姦奪に陥る如きは軍の威信を失墜し民心を離反せしむるものにして断じて許さざるべし」と戒めている。

一 日本軍「慰安婦」制度の目的

しかしながら、この大規模な兵士の移駐直後から、兵士による地域女性への強姦事件が頻発した。それは六二師団の「石兵団会報」(図1)の九月、十月に既に「姦奪は軍人の威信を失墜し、民心離反若くは反軍思想誘発の有力なる素因となるは、過去の苦き経験の示す所なり。」(中略)

注6 林博史『沖縄戦と民衆』(大月書店)二〇〇一 43頁)注5同書には、「一常に軍紀厳正にすべし」のみで、以降の記述は省略されている。

注7 『昭和十九年度 石兵団会報 球一五五七六部隊』「第四九号 石兵団会報(九月七日)」(注10参照)

注8 『昭和十九年度 石兵団会報 球一五五七六部隊』「第七九号 石兵団会報(十月二十六日)」(注10参照)

「性犯罪の発生に鑑み各隊此種犯行は厳に取締られ度」(図2)と厳重に強姦禁止命令を発していることでも明らかである。

このような犯罪の多発が住民の反感を買って、軍隊への協力が得難くなり、安定的に駐屯が出来なくなると危惧しているのが、「過去の苦き経験の示す所なり。」という表現につながっている。

前任地 中国での出来事を指しているが、自国民に対しても、「慰安所」設置を強姦防止の口実としたことになる。中国から移動してまだ一二月足らずで、沖縄最大の娯楽地帯である辻遊廓に将兵が押し寄せるようになったこともあわせ、

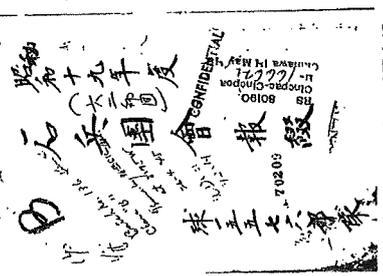


図1 『昭和十九年度 石兵団会報 球一五五七六部隊』の表紙

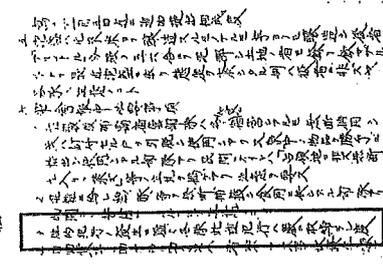


図2 『昭和十九年度 石兵団会報 球一五五七六部隊』第七九号 石兵団会報(十月二十六日)の該当部分

繩に赴任して以来、泉知事は約一年余の間に、住民の安全確保と戦場での被害を少なくするための疎開計画も進めていたが、大挙して移動してきた部隊の宿舎に公的施設が占拠され、兵器不足から民家に十人、十五人と分宿する中でトラブルが頻発していることに困惑していた。そのような状況での軍部の要求は、知事の権限さえ押えつける強圧的なものであった。

宮城副官は、当時、海軍兵曹として県や警察と連絡を取り合う立場から知事と軍の対立を記憶している。三十二軍が沖繩に上陸してしばらくした頃でした。軍が県に慰安所をつくるよう言うてきた。泉さんはそれ以前から、軍紀が乱れて兵隊と沖繩の婦女子との間にトラブルが増えていたのを嫌っていました。沖繩を植民地のように思つて横暴に振る舞う軍に対して『沖繩は皇土の一部で、占領地ではない』とたてつき、軍の慰安所設置要求などに反対していた。軍の権力に立ち向かつた信念の強い、立派な知事さんでした。「拒否したことが、軍への非協力的態度と見なされた。泉知事が沖繩戦直前に転任させられる一因になった」と証言する。

一九四五年一月に泉知事は沖繩を去り香川県知事へ転出している。しかし沖繩県以外の北海道、長野、千葉などにも軍隊「慰安所」は存在するが、知事に対してあからさまな要求を出しているわけではない。これは軍部が沖繩を「舞外地」として差別的に捉えていたことに他ならない。

三 「軍隊慰安所」の設置

一九四五年三月二六日に米軍が慶良間諸島へ上陸し、四月一日に本島に上陸した。沖繩は三月月もの間、凄惨な戦場と化した。第三十二軍は、創設から約一年間という短期間に、飛行場建設、壕掘りなどの任務遂行で部隊が移動するのに伴い、狭隘な沖繩に延べ一四五千所の後方施設の「慰安所」を設置し、「慰安婦」を配置した。宮古、石垣など移動の少ない地域も含めて、軍による支配

一九三〇年代初頭にできた慰安婦制度の目的の第一は、「強かん防止」である。しかし実際は、大規模な部隊の集結、移動において強かんは多発した。「慰安所」設置に反対した渡嘉敷島の女子青年団は、駐屯部隊長から「兵隊というものは遊びに呼んでいるのではない。だいたい戦地は慰安所を置いてある。慰安婦たちを置くということは、むしろあなたの方の身を守るためなんだから了承して下さい」と諭された。しかし那覇市の国場など、住民の反対で「慰安所」設置が出来なかつた所もある。第二は、「兵士の戦意高揚」、士気を高め鼓舞するためである。沖繩を本土防衛のための不沈空母化、要塞化に向けた飛行場建設、壕掘りの重労働を継続させるためのカンフル剤として「慰安所」が使われた。兵士を徹底的に統制するために性を支配するのである。第三は「性病防止」であるが、性病検査、コンドーム着用の義務化と共に、不着用の者には厳しい罰則を科し違反者を出した部隊には連帯責任を取らせ慰安所利用日を与えない。これは、性病の罹患が増えることで、兵力、士気の減退につながるためだが、兵士の性のコントロールを軍が握っている事を表している。そして第四の「スパイ防止」は、兵士の自由行動から軍事機密の漏洩を防止するためである。部隊の規律の中に「内務規定」として細かい内務が兵士に徹底された。

一 「慰安所」設置要求を拒否した県知事

軍部は、「慰安所」の設置について、直接泉守紀知事に要求した。それに対して知事は、「(一)は満洲や南方ではない。少なくとも皇土の一部である。皇土の中に、そのような施設をつくることはできない」と不快感を示して拒否した。当時、知事は任命による行政官で、一九四三年七月に沖

- に關する件 (軍用者)
- 六、使用者は必ず衛生士シク(シク)を使用し、病気を予防すること。万一使用しなかつた場合は罰則する。
- 一〇、その他に、一般に迷惑をかけるような一切の行為を厳禁する。もし、軍紀を乱し規定に背いた行為があれば、その部隊の外出を禁止する。(後略)
- 三、業務は、よく使用者の立場を理解し、どんな人にも公平を第一とし、(中略)どのような事情があつても身を隠さず、御奉公を怠ることが絶対にならぬように、細心の注意を払ふこと。
- 注14 野田洋次郎『汚名 第二十六代沖繩県知事 泉守紀』(講談社 一九九三 97頁)
- 注15 「岡山や鹿児島に慰安所多つくれ、といふ言ひながら、沖繩も皇土ではないか。どんなに兵隊が増えたいとしても、いやしくも皇土の中に慰安所をつくるわけにはいかない。」(注14同書 91、92頁)
- 注16 注14同書 92、93頁
- 注17 注14同書 93頁
- 注18 一四五千所の慰安所の数の集計は、①古賀龍子「沖繩戦に於ける日本軍「慰安婦」制度の展開(4)」『月刊戦争責任研究』№63 日本戦争責任資料センター 二〇〇九 82、73頁) ②日韓共同「日本軍慰安所 宮古島調査団」『戦場の宮古島と「慰安所」』12のことはが読む「女たち」(ななよう文庫 二〇〇九 表紙裏) ③注14同書 21、39、41、43頁等によるものである。

沖繩島に於ける日本軍「慰安所」の設置に關する規定

- 一 本部隊長官は、本部隊に於ける本規定を遵守し、
- 二 本規定を遵守し、
- 三 本規定に違反した場合は、
- 四 本規定に違反した場合は、
- 五 本規定に違反した場合は、
- 六 本規定に違反した場合は、
- 七 本規定に違反した場合は、
- 八 本規定に違反した場合は、
- 九 本規定に違反した場合は、

図3 「軍人俱樂部二間スル規定」部分 『昭和十九年十二月内務規定』山三四七五部隊「より、那覇市歴史博物館

- 注11 川田文子『赤瓦の家』朝日新聞から来た従軍慰安婦(『読者』一九八七 60頁)
- 注12 『浦郷市史 第五巻 資料編 戦争体験』(浦郷市史編纂委員会編集、発行 一九八四 313頁)
- 注13 『昭和十九年十二月内務規定』山三四七五部隊「二軍人俱樂部に關する規定」(図3) (抜粋 口語訳) (注14同書 78、79頁)
- 二、防衛地区内の軍人俱樂部は、地方の役人や住民には一切利用させないこと。また軍人俱樂部は地方の慰安所の利用を厳禁する。
- 九、業務「慰安婦」の「性病の」検査の業務は、指定した軍医官が十日に一回実施し、その結果は会報で一般に知らせる(検査日は通常毎月八日、十八日、二十八日とし、時報は(つ)と示す)。右の検査には憲兵が立ち会う。
- 附則 第一、軍紀違反の維持及び取り違ひ

の女性たちを見たとの住民の証言がある。しかし、「慰安所」の場所は確認できても、女性の教や出身などが不明なものが三〇カ所以上もあるのは、「慰安所」の設置期間の短さや、軍の直轄で女性たちの行動が制限されていたことによる。

自宅が「慰安所」に接収されたり、近所に「慰安所」がある環境では、住民たちは「慰安所」に行列する兵士を見たり、「慰安婦」とされた女性たちの姿を捉えている。特に、子どもたちが「慰安所」をのぞいていることに警戒をつけるよう指示している文書もある。「慰安所」周辺でのコンドームを目にした者、コンドームを身近に手にとりて遊んだ経験を語る住民のなんと多い事か。部隊が移動する時に放置した軍事物資の中からコンドームがぎろり詰った箱を見つけた少年もいる。また、戦後数十年を経て、南風原町では「慰安所」跡からコンドームの塊が化石のように発掘されている。読谷では、高志保内も含めて十一カ所の「慰安所」ができた。

第二節 「慰安婦」と軍隊

一 「慰安婦」を強いられた女性たち

沖縄社会に公娼制度として二七二年の歴史を持つ辻遊廓は、第三軍の各部隊が到着するにつれ、将校専用の宴会場となった。旧来の顧客との衝突や、兵士たちの刀をぶりかたず撃きも起き、軍内部でも問題視している。

当時はすでに辻のアンマー(抱懸)や「シユリ」(遊廓の女性たち)も、大日本国防婦人会の支部を結成し、また、一徳一心の貯蓄にも励み、前述した伊江島の「慰安所」のように、すでに「出張慰安婦」にも協力していた。しかし、二二きて、辻の女性たちは、本格的な「慰安婦」徴用の

が徹底していたと言える。必要な性病検査を含め、移動・食料・寝具・日用品などの物資調達はずべて軍によってなされていた。

大規模な部隊の沖縄配備に対応するために、部隊の後方施設としての「慰安所」は、明らかになっただけでも、①民家の強制接収一六九カ所、②集落の公民館や工場や病院を接収一十九カ所、③旅館や料亭の利用一十六カ所、④部隊が建設一十三カ所、⑤その他兵舎、バラックなどが「慰安所」に転換された。しかし「慰安所」としての設置期間は、一日間(伊江村)や二週間と極端に短いものから、最長でも一年前後で、沖縄全域に部隊の移動に伴い設置された。家人が疎開した大きな空き家は言うに及ばず、読谷村高志保では、「慰安所」には「貸さない」と言う高齢女性に、「軍に協力しないつもりか」と銃剣で脅し、また浦添では、日本軍経理将校が来て、軍命令だといって、強引に「慰安所」にしていったという証言もある。北谷町の桑江又前の「慰安所」も同様であったなど、多くの事例がある。接収した家屋を軍務の一環として「慰安所」へ改修したことが「陣中日誌」に記録されている(図4)。

朝鮮人女性たちは二〇人、三〇人が宜古島、うるま市、読谷の「慰安所」へ、七、八人が慶良間諸島へ配置されている。辻遊廓の女性たちは、三、四人、五、七人など少人数で北部、西原、那覇、糸満などに配置されている。

全島に設置された一四五カ所の「慰安所」では、約五カ所が朝鮮人女性、また約五〇カ所に辻

軍人俱樂部内部改築設計図

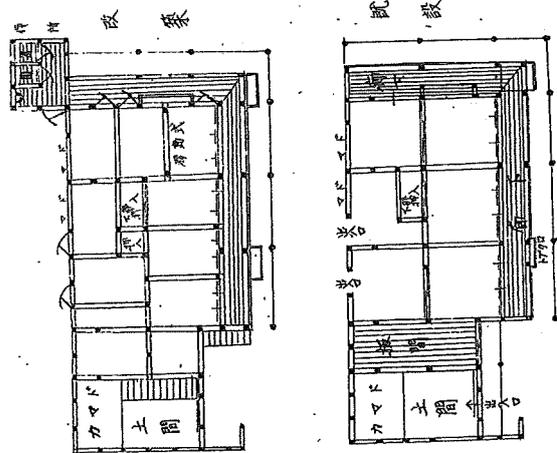


図4 「軍人俱樂部内部改築設計図」 北飛行場56飛行場大隊派遣重信班陣中日誌(1944年12月) 要靈建築勤務第6中隊

- 注 22 注12同書 15、16頁
- 注 23 「昭和十九年十二月分 陣中日誌 北飛行場 五大飛行場大隊派遣重信班」一九四四年十二月(注1同書 79頁)
- 注 24 注18古賀同論文
- 注 25 「軍教上、妓女ヲシテ附与テ取リ被蒙セシメザル如ク村民ヨリ申出サリ。場所ニヨリテ注意ヲ以テ」(注12同書 311頁)
- 注 26 「國民学校原ノソノキ島風勢ノ不可ナキニテ、ソノケザル如ク施設セラレ度」(注12同書 311頁)
- 注 27 高志保代「沖縄戦と日本軍慰安婦展」二〇二二年六月十一日 聞き取り
- 注 28 注9同書 37頁
- 注 29 注21同書 79頁
- 注 30 一九四四年九月二八日の「石兵衛会報」第六二号には、「最近将校シテ辻町ヲ臨陣徘徊スルヲ多シ殊ニ入口ノ隣等ヲシテ地内ニ警軍ノ威信ヲ失墜スルガ如キ行為ナクテ注意ヲ以テ」
- 注 31 本部長 佐久田繁 評議 辻遊廓(一月) 刊 陣中日誌 一九四四年 92頁

三万の軍隊が駐屯して飛行場建設などに従事した。「慰安所」は最終的に十七カ所存在し、そこには朝鮮人女性、台湾人女性たちが配備されていた。一九四四年十二月朝鮮人女性たち三〇人が、軍用船で下関から鹿児島を経て二日目に米軍機撃に遭い十五名が死亡。他の日本人軍属の遺体と共に水葬にまじり、残りの十五名が三日目に宮古島に到着した。また、同年末には、台湾から宮古へ向かう軍輸送船が米軍の空襲を受け、同乗していた五三人の朝鮮人女性の内四人が死亡し、助かった七人は宮古島に着くとたちちに「慰安所」へ送られた。

また、宮古にはそれまで海軍の小隊が駐留していたが、陸軍二八師団が移駐するまで「慰安所」はなかった。ある海軍兵士はもぐりで陸軍の「慰安所」に侵入した際、そこには朝鮮人女性七人、八人と台湾人女性二人がいたとしている。

軍「慰安婦」としては、九州の女性たちも沖縄に連れてこられた。米軍が上陸した一九四五年四月一日の夜、中城村字喜喜場で、松木一等兵は隣りの壕から「辰辰節」を歌う声を聞き、九州出身の「慰安婦」七、八人に出会った。「慰安婦」といっても軍属であり、食糧は配給していたので、炊事場で見たことがあつた、と記している。また、朝鮮人「慰安婦」妻季奇は「石川収容所で、本土の女性五人とテントで暮らした」と語っている。

一 戦場に置き去りにされた「慰安婦」たち

米軍の上陸作戦が始まると、日本軍の部隊は壊へと移動した。女性たちは壕の中でも「慰安婦」の仕事に加え雑役もさせられた。独立混成第十五連隊がいた糸敷壕(アブチラガマ)には茅葺き木造「陸建ての小さな慰安所」が造られ、朝鮮人「慰安婦」六、七人、沖縄出身「慰安婦」六、七人がいたとされる。第二四師団野戦病院新城分院(ガラビ・ヌヌマチガマ)では、朝鮮人「慰安婦」

注 36 瀬名波栄『太平洋戦争記録 宮古島戦記』(宮古島戦記刊行会 一九六六、32頁)

注 37 注 18 『戦場の宮古島と「慰安所」』 28、30頁参照

注 38 韓国人慰安婦委員会刊『鎮魂』一九九八年一月二〇日復刊

注 39 『朝鮮人慰安婦の遭難』(沖縄県史第10巻 各誌第9号 沖縄戦記録) 沖縄県教育委員会編集、発行一九七四、29頁(29頁) 医薬品調達の任を受けて台湾へ行つたが、実は慰安婦を運ぶと知らされた。宮古島徳科医師・池村正(当時三二歳)の証言がある。空襲を受けた一艇から、朝鮮人女性が六〇人余も死亡していることになる。

注 40 従軍慰安婦一〇番編纂委員会『従軍慰安婦一〇番』(明石書店 一九九二、58頁)

注 41 松本謙治郎『坂井タケカス 松木一等兵の沖縄捕虜記』(伝文社 一九七四、165頁)

注 42 注 11 同書、注 18 『季刊戦争責任研究』 No.33 70頁

注 43 石原富家『沖縄の旅・アブチラガマと壕の壕』(集英社 二〇〇〇、30、31頁)、注 3 同書 20頁

標的にされた。「慰安所」は軍専用の施設であり、その管理責任は副官の任務とされていた。一部隊に二つの「慰安所」設置を目指して奔走する副官は、警察署長を訪ねてきて、辻の女性の「慰安婦」配置を求めた。辻のアンマーや「シユリ」たちを前にして日本刀を握りしめて演壇に立つた副官は、「われわれは国民総動員で戦争を勝ち抜かねばならない。お前さんたちに戦争で戦つてくれと言うのではない。辻でやっていることを慰安所でやって、兵隊の士気を鼓舞し勇躍敵陣に切り込むよう激励してほしい」と叫んだ。女性たちは、多数の兵士の相手を強いられる「慰安婦」の苦行を既に知っており、何とか逃れる道を見つけた者もいたが、軍部の圧力は強く、廃業も認められなかった。当時、那覇署の監警部で、その場に居合わせた山川泰邦(元立法院議員)は、およそ五〇〇人の辻の女性が、「慰安婦」にかり出された、と推測している。

上原栄子は、自らの半生を著した『辻の華』(上巻)に、いかに辻の女性たちが「慰安婦」に動員され、戦場に死に、また生き残つたかを記している。十月十日の大空襲によって辻は全焼した。女性たちは、第三軍本部に移動したあと、「従軍看護婦」という名目で真和志村字識名の給水部隊に配属された。住居としてあてがわれた村の集会場には、「〇〇部隊慰安所」と看板が出た。翌四月二〇日に起きた米軍の爆撃で識名の壕にいた「シユリ」四人が死亡。その後野戦病院壕に移り、負傷兵の看護にも当たった。また、新城正子も、辻から「従軍看護婦」という名目で「慰安婦」になつた。

植民地下にあつた朝鮮人女性や台湾人女性たちは、日本軍輸送船で沖縄に連れてこられたが、その人数は定かではない。妻季奇も名め五〇余人の朝鮮人女性たちが、一九四四年十一月、鹿児島経由で那覇に入港した後、渡嘉敷島、座間味島、阿嘉島、大東島などへ送られている。

宮古には第二八師団を中心に陸軍二万五〇〇〇人と海軍二三〇〇人(船員含む)という、約

注 32 山川泰邦『慰安隊員の動員』(沖縄タケカス)一九八七年五月三〇日

注 33 上原栄子『辻の華(後編)(上巻)』(時事通信社 一九八九)

注 34 新城正子『わたしがたり ある娘の沖縄戦』"The Asia-Pacific Journal, Vol.13, Issue. 7, No. 1, February 23, 2015"

注 35 注 11 同書 53頁

が地元の女子青年たちと一緒に、患者の便器・尿器の始末、食事や水の世話などをしていた^{注44}

しかし部隊のさらなる移動時には、「慰安婦」は戦場に置き去りにされた。八重瀬町宇新城では、十七、十八歳ぐらいのモンペ姿の朝鮮人「慰安婦」三人が民家に隠れて泣いていたとか、糸満市でも朝鮮人女性十四、五人が隊小屋に隠れていたとの証言もある^{注45}。彼女たちは土地勘もなく知り合いもない戦場を逃げまどい、その中で多くの「慰安婦」が命を落としたと思われる。

渡嘉敷島でも「慰安婦」七人中生存したのは、妻奉奇と他に一人である。宮古では、軍民とも収容所に送られず、復讐が終了する一九四六年二月まで、将兵は住民と共存していたが、復讐する日本軍の行列に石を投げながら泣き叫ぶ「慰安婦」たちの姿も記憶されている^{注46}。

米軍により収容所に収容された朝鮮人女性たちは、孤児院や野戦病院などで働いていた。宜野湾の野戦病院で働いていた女性は、「敗戦通告後、喜びを隠しきれず、バンザイ、バンザイと抱き合って喜んだ。『私たちはもう日本の属国ではない。独立した朝鮮国民なのだ、敗戦国民の看護などまづらた』。でも属国の時別れを惜しんで涙を流していた^{注47}。』

何人生存し、何人が故国に帰れたか。そもそも何人が連れて来られたのか、朝鮮人軍夫については名簿が存在したが、軍事物資の一部の様に輸送船で移動させられてきた「慰安婦」について移動名簿は存在しない。まして、「慰安所」では「源氏名」で呼ばれるのみであった。

しかし、林博史により一九九二年十一月二十九日に米国公文書館で発見され、アクティブ・メディア「私たちの戦争と平和資料館」のオープンに合わせて提供、発表された写真(図5)のキャプションには「日本軍によって沖縄に連れてこられた朝鮮人慰安婦たちは、十一月にキャンプ・コザに集められ、朝鮮に引き揚げた。これらの女性たちは、彼女たちが捕らえられたときから、故郷に送られるまで、軍政府にとっていつも問題の種だった。彼女たちのいく人かは、軍政活動の初期の段階では看護婦として住民の病院で働いていた」とある^{注48}。

その写真が新聞に掲載された時、戦後五カ月にわたり写真の女性たちと一緒に過ごしたと、金城ツル子は次の様に証言している。

「一九四五年七月、戦災孤児となった私(金城さん)は、宜野座の野戦病院で看護婦だった朝鮮の女性たちに引き取られ、十一月まで一緒に暮らしました。彼女たちは古里が恋しいのか、『近くの畑で摘んだカボチャの葉に唐辛子を巻いて食べていた』『夜になると、チヨゴリのような長い服を着て、扇子を持ち、寝台の上で歌に合わせて踊っていた』。八月か九月に宜野座からキャンプ・コザに移動。情国に備えてか、他の収容所からも朝鮮の女性たちが集まってきました。『フサさん』と呼ばれた女性は私を朝鮮半島に連れていか迷って嘉間良孤児院を訪れましたが、『慰安婦』だったことを子どもにからかわれたため、『いたたまれない様で、私を連れテントへ戻った』。その後私は親戚と再会し、女性たちとの生活は終わりました^{注49}」

渡嘉敷村で自分の家が「慰安所」になり「慰安所」の賄いとして食事や日用品を雇っていて日常的に接触していた女性、「まだ少女のようなあどけない表情の娘たちが毎日のように目を真っ赤



FIGURE 5. PHOTO: From Deputy Commander for Military Government, Okinawa. "COMFORT GIRLS" brought to Okinawa by the Japanese Army were gathered at Camp Kosa in November and then repatriated to Korea. These girls were a constant source of trouble to Military Government from the time they were taken until they were sent home. Some of them worked in native hospitals as nurses in the early phases of the operation.

図5 日本軍によって沖縄に連れてこられた朝鮮人「慰安婦」たち

注 49 米海軍沖縄軍政府司令部「軍政活動報告一九四五年十一月の写真付録」注3 同巻 45頁参照

注 50 『沖縄タイムス』二〇〇五年八月四日付けの記事より要約

注 44 注3 同巻 20頁
注 45 注18 古風同編文
注 46 注18 古風同編文
注 47 注18 『戦場の宮古島と「慰安所」』168頁
注 48 大城順子『いくさゆにいちいー私の体験と沖縄戦』(一九八九)

琴奉奇は、一九四四年十一月、五〇人余の女性たちと共に、鹿児島から日本軍の輸送船で十・十空襲直後の那覇に入港。そこから六人の女性たちと渡嘉敷島に渡り、「慰安婦」として島に駐屯する将兵の相手をする事を強要された(図7)。「慰安婦」となつて五カ月後の一九四五年三月二七日の米軍上陸後は、部隊が立てこもつた北山の本部壕で炊事班として働き、赤松隊長らと共に八月二六日、米軍に投降して、沖縄本島の石川収容所に収容された。しかし、帰還船に乗らず沖縄に留まり、異国の地・沖縄でさらに辛苦をなめる生活を送り、一九七五年十月、特別在留許可書を得るために元日本軍「慰安婦」であつたことを公にした。一九九二年十月に那覇市で生涯を閉じることが、彼女の遺品は、現在、韓国の「ナヌムの家」に展示されている。

琴奉奇の他にも、朝鮮に帰国せず戦後も沖縄に残留した女性たちもいた。軍の任務で台湾から宮古へ朝鮮人女性たちを届けた池村が、戦後三年目にその中の一人に偶然那覇で再会している。その女性から他に二・三人の女性たちも残つていることを聞いている。また、戦後、コザ市(現沖縄市)で、小さな飲み屋を継承した初老の女性は、辻原の「慰安所」にいたことを語っている。

第三節 「慰安婦」問題と「慰安所マップ」

一九八八年二月、韓国から尹貞玉ら三人の韓国教会女性連合代表が琴奉奇を再訪して、「慰安婦」問題の国内外の調査のスタートをきつた。九〇年十月、韓国挺身隊問題対策協議会が日本政府に対する七ヶ条の要請を出したことで、「慰安婦」問題が国会での論議となり、日本政府は一九九三年八月に「河野談話」で強制性を認め、お詫びと反省の意を表した。しかし、二〇一四年には、日本政府は、「慰安婦」への「強制性」を否定し、国連の「女性に対する暴力」特別報告書

注 55 福地昭昭『哀号(アイゴ)』朝鮮人の沖縄戦(月刊沖縄社一九八六年四月頁)

注 56 「戦後、辻原の慰安所にいたというコザ市に住む初老の婦人に偶然に会うことが出来た。(中略)彼女は朝鮮の西部のある農村で生まれた。戦争が始まると二年目のある日、面長(社長)が訪ねてきて、この村からも女を挺身隊として徴人の割り当てがあり、あなたも志願してくれないかと言ふめられた。最初のうちは嫌だと断つた。しかし、しつこく頼まれ、仕事は楽で金になる。ただ兵隊の身の回りの世話をするにはどうとぞ、ついに金にたづなられて応募してしまつた。」(酒川昌也『私の沖縄戦記』(那覇出版社一九九〇年64頁)

注 57 一九九一年、韓国挺身隊問題対策協議会が日本政府に求めたのは、日本軍「慰安婦」の法的認定、真相の究明、公式謝罪、公式賠償、歴史教科書の記述資料等、新念碑の建設、責任者の処罰の七項目。

に泣きはらしている姿に、『チムグリサン』(胸が締め付けられる)思いをしていました。とくに一番君かつたミウちゃんどアイコは痛々しくて」と語る。嘉手納町の民間病院で看護婦として勤務していた女性は、一月間に一回から週間に一回の割合で、一〇人から一五人ぐらゐの朝鮮女性たちに、憲兵が同行して性病検査に来た。診察をいやがる女性を憲兵が殴りつけていたと証言する。

宮古でも激しい空襲と食糧難が続き兵士の餓死者もだしているが、住民が戦場を逃げまどう地上戦はなかつた。

その分、若く美しいおねえさんたちに声をかけられた思い出を持つ男性や、「慰安婦」の女性たちから習つた歌を語る女性の証言などがあり、「慰安婦」と住民の間に多くの接触があつたことがうかがわれる(図6)。

その一方で、「朝鮮ど」と侮蔑的に石を投げることもたちは各地で見られた。子どもたちの態度は大人の姿勢の反映である。宮古で兵士が「慰安所」に並ぶ情景を見ていた久貝君子(一九二七年生まれ)は、「慰安所では、既に外出許可のマークをつけた兵士たちが列を作っていました。私も年頃で、『サカナヤ』の実態も知つていたので、慰安所のことも感覚的に分かりました。貧しい家の女性を差別して今度は植民地の女性。兵隊が並ぶのを見て、いやなんていうもんじやないよ。」と語り、根深い女性差別を捉えている。

二 戦後沖縄に残留した朝鮮人女性たち

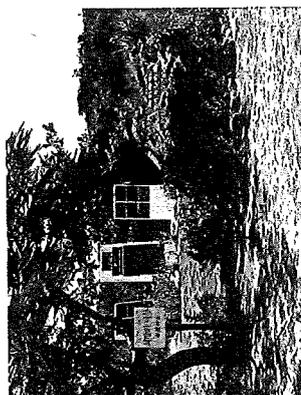


図6 宮古島野原に建立されたアリアンの碑(2015年撮影)

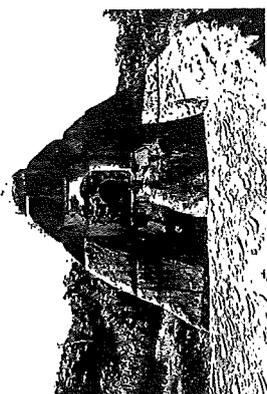


図7 渡嘉敷島の「アリアン」慰安所のモニュメント(2008年撮影)。(ベネギ(琴奉奇)の名前も記されている)

注 51 注3同巻 21頁

注 52 「女性たちの戦争体験」(読谷村史編集委員会編『読谷村史 第五巻 資料編 4 戦時記録 上巻』読谷村役場 二〇一〇年354~355頁)

注 53 注18 『戦場の宮古島と「慰安所」』

注 54 注18 『戦場の宮古島と「慰安所」』 152~153頁より要約

クラスワミ氏に対しても、同氏が行った「慰安婦」問題に関する国連報告書の修正を求めるなど、日本軍の責任を否定する論調を強化している。

一九九二年に「沖縄女性史を考える会」が沖縄における「慰安所」の実態調査を開始して「慰安所マップ」を作成した(図8)。調査のきっかけは、戦後もずっと残留して沖縄で暮らした養育者の存在が大きい。

二〇〇二年六月に那覇市で開催された「沖縄戦と日本軍『慰安婦』展」には、多くの市民の関心が集まり、新たな「慰安所」の発掘にもつながった。沖縄の人々にとっては、日本軍「慰安所」、「慰安婦」とは沖縄戦体験の一部であったことを示すものであった。その機会に再度「慰安所」、「慰安婦」に関する資料を調べ、沖縄での「慰安所」の数を、一四五六所と確認した。

沖縄にこれほどの「慰安所」設置をもたらしたのは、紛れもなく沖縄に第三軍が創設されたからであり、沖縄が戦場となったことにも深くつながるものである。日本軍指揮官たちが、「屍畜米英に捕まれば、女は強姦されてから殺される。その前に玉砕を」と住民を「集団自決」に導いたが、しかしその暴力性は、日本軍自らが中国、その他の占領地で行ってきたことであった。

本土防衛のために転戦してきた日本軍が、着任早々に強姦事件を起こしていることは、差別し征服すべき敵地で行った強姦行為の延長線上に見ていた証拠である。朝鮮人女性、台湾人女性、九州の貧しい女性たち、そして沖縄社会で既に貧困の故に身売りされていた辻の女性たちが動員されて、「お国のため」「一般子女の防波堤」として、暴力の前に供されていた。家父長制軍国主義社会において、軍事支配と権民地支配の下で、沖縄が本土防衛のために供されることに連なるのである。

(高里 鈴代)

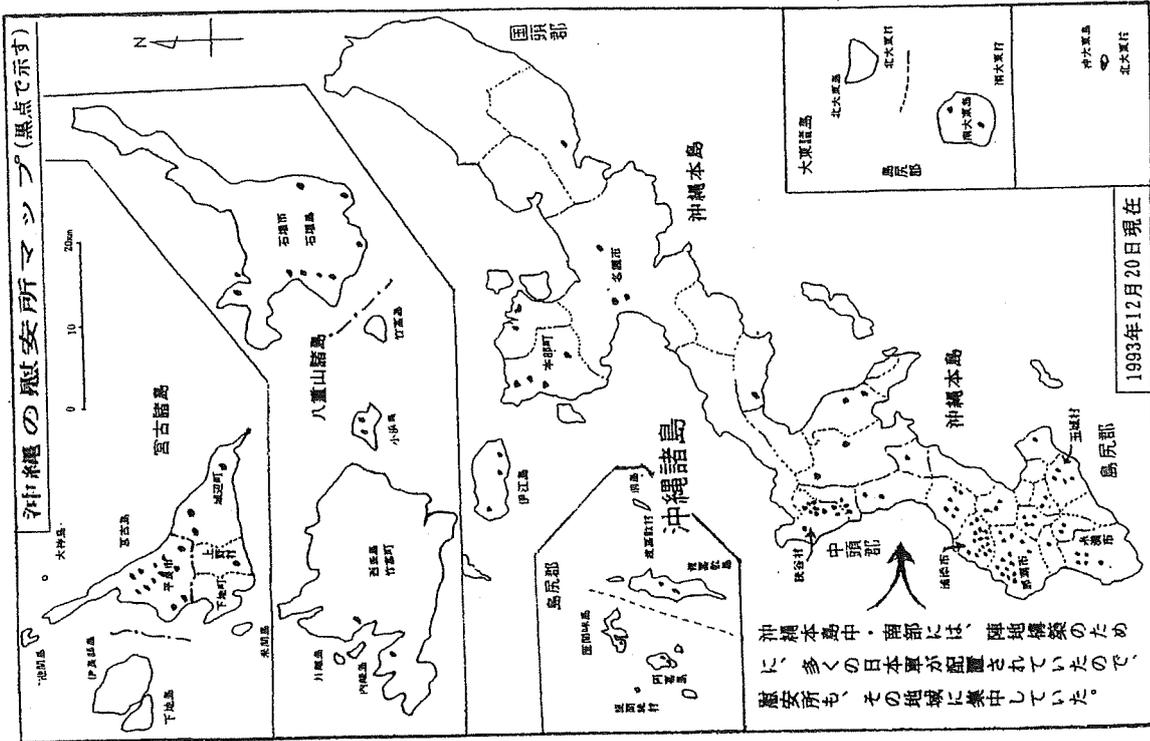


図8 沖縄の慰安所マップ(1993年12月20日現在)

注58 クラスワミ報告は、人権委員の「女性に対する暴力」特別報告官に任命されたクラスワミ氏が、国連初の公式調査に基づいて作成した。日本国内では一般的に「慰安婦」という用語は被害実態を反映していないとして、「軍事的性奴隷」と位置づけられた。日本政府に対し、法的責任の受け入れや、正統な慰安の謝罪と賠償など大項目を御答するよう人権委に求めた。

注59 『沖縄戦争と女性「慰安婦」』が歴史学部の「第五回全国女性学研究会交流のつどい」第1分科会(一九九二年九月)

沖縄における戦争犠牲者の遺骨収集について

沖縄戦の特徴を挙げてそれと関連させて遺骨収集の話を進める。

- 1 島の住民を巻き込んだ地上戦であった、兵隊よりも住民の犠牲が多かった。
- 2 だれがどこで死んだか分らず、ほとんどの遺骨が家族の元へ帰ってない。
- 3 日本軍は米軍により駆逐されたが米軍は戦争終了後も島から出ていかなかった、日本軍も名前を「自衛隊」に変えて再び島に駐屯した。自衛隊による遺骨収集はあるのか、

まとめ

- 戦争犠牲者は戦死場所に捨て置かれるのではなく故郷の墓に帰る権利を持つ
- 人を殺すことはまちがっている
- 自分が殺されることを認めるのはまちがっている
- 自分で自分を殺すのはまちがっている

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」

代表 具志堅隆松

高麗博物館 2017 年企画展
「朝鮮料理店・産業「慰安所」と朝鮮の女性たち～埋もれた記憶に光を～」を開催して
(展示期間：2017.08.30～12.28 11.28)

□先行研究

- 1 樋口雄一著「朝鮮料理店女性と「産業慰安婦」」(『海峡 16』1992)
- 2 鄭鎮星著「補論—企業性奴隷に関する研究」(『日本軍の性奴隷制』2008)
- 3 西田秀子著「戦時下北海道における朝鮮人「労務慰安婦」の成立と実態—強制連行との関係性において
(『女性史研究ほっかいどう』創刊号 2003 札幌女性史研究会)
- 4 金優綺著「北海道における朝鮮人強制連行・強制労働と企業「慰安所」(大原社会問題研究所雑誌No.687)
2017
他多数

□ 企画展の特徴

- 1 軍「慰安所」のように証言者が皆無であった。
- 2 日本で初めての展示会(社会的に表に産業「慰安所」を紹介したもの)
- 3 2年間の準備期間
7地域におけるフィールドワーク調査

	地域名	内 容
1	北海道札幌市・夕張市・芦別市	北炭夕張炭鉱、芦別炭鉱の調査と北海道立図書館の資料調査
2	北海道函館市	朝鮮料理店の調査
3	福島県いわき市	常磐炭鉱
4	長野県長野市松代町	「もうひとつの歴史館・松代」の協力でフィールドワーク
	奈良県天理市柳本	飛行場建設跡地
6	長崎県・西海市	崎戸・高島・端島(軍艦島)炭鉱をフィールドワーク
7	福岡県飯塚市・田川市・筑紫野市	炭鉱付近の接客店跡地を中心にめぐり、資料調査

□戦時下における北海道の産業「慰安所」 (担当：渡辺)

- ・1939年9月 国家総動員法(1938)に基づく「労務(国民)動員実施計画要綱」により、朝鮮人労務動員が開始し、1945年まで続きます。45年の労務動員は少数。8月15日の日本敗戦により終了。
全国70万人、北海道は14万5000人(22%)：敗戦時現在数約7万9000人に減少。福岡県が最多。

- ・日中戦争が長期化すると出征兵士の性病感染予防対策に、1938年4月「花柳病予防法」（1927年公布）が全面施行された。北海道庁では業者に自衛の保険組合を設立させた（1939年に道内159組合）。これにより娼妓だけでなく、黙認されていた芸妓・酌婦も性病（花柳病）検査、つまり検徴（けんばい）を受けなければ従業できなくなった。自衛・自費による女性への検徴の実施と衛生思想の普及により兵士・青年層への性病感染の蔓延を防止することが目的。女性のみを定期検査する差別感。
- ・1938年3月、警察の指示により、札幌市内の朝鮮料理屋飲食店営業者（49名）は「半島人経営者だけの札幌自治組合」を結成。「半島の女性たちは月二回の健康診断を受け、契約解除の暁には帰国旅費の斡旋など福音がある」（『小樽新聞』1938.3.31）→4月10日、「札幌保全自治組合」（52店）となり→1939年11月23日解散し→「札幌協和会」となる（『北海タイムス』1938.4.14ほか）。
- ・北海道石炭鉱業会が朝鮮料理店開設を北海道庁に要請 → 許可される
1939（昭和14）年10月、業界団体の北海道石炭鉱業会が、朝鮮人労働者の慰問に同郷女性をと、18炭山・26か所の朝鮮料理店新設を北海道庁保安課に要請。（『小樽新聞』1939.10.13夕刊）
→1939.10.14 北海道庁保安課は、26か所の同時開設は至難だが、ある程度は許可すると回答。
→全面的に許可できない理由
道庁警察部では、1937年10月に、「風紀刷新取締の強化」（「丑保第6471号通達」）により方針により「社会風潮の一新を図り挙国一致して時局に対応する決意」であり、
さらに1938年7月の「風俗ニ関スル営業ノ取締要綱」（寅保秘第359号）により、ここでも料理屋・飲食店・遊技場・貸座敷・宿屋の新規営業・移転は認めない。「ただし、人口の急激な増加等の土地で、この種の営業を特に必要と認められるときはやむ得ない場合は許可する」とある。
- ・許可する
→1939.10 道庁は女性を朝鮮から送りこまずに、道内130店のうち、都市部の料理店の朝鮮女性300人を新設料理店に移動させることを計画。（旭川新聞1939（昭和14）年10月14日）
→1945.1 朝鮮人労働者500人に1軒・酌婦3人宛で夕張・滝川・釧路・紋別・美唄の6鉱山に許可。（『小樽新聞』1940（昭和15）年1月21日（夕刊））
→1945.1 朝鮮人労働者500人に1軒・酌婦3人宛で夕張・滝川・釧路・紋別・美唄の6鉱山に許可。（『小樽新聞』1940（昭和15）年1月21日（夕刊） < 図録15頁～参照されたい。 >）
◇資料に見る北海道内の炭鉱・鉱山における「慰安所」・酌婦の数

<参考資料>

- ・北海道『北海道と朝鮮人労働者 朝鮮人強制連行実態調査報告書』1999.3
- ・西田秀子「戦時下北海道における朝鮮人「労務慰安婦」の成立と実態—強制連行との関係性において（『女性史研究ほっかいどう』創刊号2003 札幌女性史研究会）
- ・林えいだい監修・責任編集 加藤博史編集『戦時外国人強制連行関係史料集 III 朝鮮人 2中巻』1991 明石書店（北炭関係の史料）
- ・朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第4巻 1975 三一書房 pp1260～
- ・長澤 秀編／解説『石炭統制会極秘文書 戦時下朝鮮人・中国人・連合軍俘虜 強制連行資料集 II 朝鮮人強制連行（文書編）』緑陰書房1992
- ・荻野富士夫編・解題『特高警察関係資料集成 第24巻<特高関係例規類>』不二出版 1994

□産業「慰安所」設置に関する公文書

- ・企業側では、最も労務管理の研究が進んでいた北海道炭鉱汽船株式会社（以下「北炭」と称す）が、1939年10月1日、緻密な「移入労務者訓練及び取扱要綱」を作成し、そのなかの「第四 労務者の処遇」に「四 特別慰安所は実情に即し当局の諒解を得て之を設くることを得」と規定していた（加藤博史 1991）。
- ・全国的には 1942年2月13日 厚生省発第18号 厚生省生活局長・労働局長・職業局長、内務省警保局長より、警視総監・地方長官宛（沖縄県除く）「移入朝鮮人労務者訓練及取扱要綱ニ関スル件」が通達され、そのなかの「第四 労務者処遇」に「五 特別慰安所（性問題）ハ其ノ地方ノ実情ニ応ジ事業主ニ於テ警察当局ト連絡ノ上適宜処理スルコト」とした。（朴慶植編 1975。長澤 秀編／解説 1992）

（渡辺泰子 高麗博物館朝鮮女性史研究会）

2017年企画展

朝鮮料理店・産業「慰安所」と
朝鮮の女性たち

展示期間：2017年8月30日【水】～12月26日【水】



高麗博物館

図録

2017年末、真相究明ネットは韓国の民族問題研究所と共同し、『「明治日本の産業革命遺産」と強制労働』のガイドブックと映像を制作・公開しました。ぜひ広めてください。「明治日本の産業革命遺産」と強制労働」で検索すれば、ガイドブックと映像を見ることができます。ガイドブックで示しえなかった内容については、『明治日本の産業革命遺産・強制労働 Q&A』の形で出版する予定です。今回は、以下の題で、報告します。

三池・高島など九州の炭鉱への朝鮮人動員数

— 石炭統制会福岡支部管内炭礦現況調査表から —

はじめに

「明治日本の産業革命遺産」には三池炭鉱と高島炭鉱が入っている。この二つの炭鉱は日中戦争にともなう総動員態勢のなかで、多くの朝鮮人が動員された場所である。当時、三井鉱山が三池炭鉱を、三菱鉱業が高島炭鉱を経営していた。

石炭統制会福岡支部が発行した「支部管内炭礦現況調査表」には、高島や三池などへの戦時の朝鮮人動員が「集団移入」の名で記されている。石炭統制会は1941年に設立され、札幌、東部（仙台・東京）、福岡（山口・九州）に支部が、大阪に出張所がおかれた。1944年になり、札幌は北海、福岡は九州、大阪は西部へと支部名を変え、樺太にも支部がおかれた。

「支部管内炭礦現況調査表」は、福岡県立筑豊工業高等学校に所蔵されていた。福岡県立筑豊工業高等学校のはじまりは、筑豊石炭鉱業組合が1919年に筑豊鉱山学校を開校したことによる。1938年には直方石炭鉱技術員養成所が付設され、1944年には校名が九州日満工業学校となった。戦後、福岡県立筑豊工業高等学校となったが、統廃合され、2005年に廃校となった。そのため、資料は福岡県立九州歴史資料館（福岡県小郡市）に移管された。仮目録がある。

以下、「支部管内炭礦現況調査表」から、九州・山口への朝鮮人の集団移入の状況をとらえるとともに、他の史料を加えて、三池・高島などの炭鉱への年月ごとの動員状況をみていく。

1 「支部管内炭礦現況調査表」での朝鮮人動員の状況

「支部管内炭礦現況調査表」には、福岡・佐賀・長崎・山口などの炭鉱での、月末現在鉱夫数（坑内・坑外）、本月中移動（雇入・解雇）、就業率・出炭高、平均賃金、事故（死亡・負傷）などが掲載されている。

月末現在鉱夫数と本月中移動の欄には「集団移入」の欄があり、現在員数・雇入数・解雇数が記されている。集団移入とは朝鮮半島からの移入者を示すものである。

この「支部管内炭礦現況調査表」での集団移入の記載から、動員朝鮮人の月ごとの雇入数・解雇数・現在員数が判明する。

「支部管内炭礦現況調査表」は2枚で作成され、1942年4月から1945年1月までのもの残っているが、1942年6・7・10月、1943年7・9・10・11月、1944年1・2・3・4・6・11月分が欠落し、1943年2月は1枚目、同年3月は2枚目が失われている。「支部管内炭礦現況調査表」は20か月分が残され、14か月分が欠落しているわけである。

このように不明の月があるものの、「支部管内炭礦現況調査表」からは、1942年4月から45年1月の間、九州・山口の59か所の炭鉱と3つの統制組合下の炭鉱に9万3000以上の朝鮮人が集団移入されたこと、その月ごと、炭鉱ごとの集団移入の状況を知ることができる。現在員数も年ごとに増加していったが、炭鉱ごとの推移がわかる(表1、表2)

「支部管内炭礦現況調査表」に加え、石炭統制会の他の文書を参照すれば、1942年4月から1945年1月までの朝鮮人の集団移入の状況がほぼ判明する。

「支部管内炭礦現況調査表」から集団移入の状況をみれば、九州・山口へのひと月の集団移入数は1942年4月に3606人、1942年12月に5872人、1943年1月に3838人、5月に6821人である。判明分は13か月分であるが、1942年から43年までの動員数は5万5767人であり、平均すれば、ひと月の移入数は4300人ほどとなる。1942年から43年の2年間の九州・山口への動員数は、判明分の倍の9万人ほどとみられる。

1944年度の動員数は7か月分が判明し、その移入数は3万2661人である。1944年9月にはサハリン・釧路からの転換坑夫を含む1万1706人が動員された。1944年にはこの判明分数の倍の6万人ほどが動員されたとみられる。

1945年1月の動員数は5041人である。同年3月まで同様の動員がなされ、動員は4・5月まで続いたことから、45年の動員数は2万人ほどとみられる。

このようにみると、1942年から45年にかけての動員数の計は17万人ほどになる。

石炭統制会の別の史料「全国炭礦労務者移動状況調」からも1943年4月から45年にかけての九州・山口などへの雇用数が判明する。この数は集団移入者と在留者の計であり、在留者の雇用は2割ほどとみられる。

では、動員がはじまった1939年10月から1945年までの九州・山口の炭鉱への朝鮮人移入数はどれくらいになるのだろうか。

中央協和会の「移入朝鮮人労務者状況調」には1942年3月末・6月末の事業所ごとの朝鮮人移入数が記されている。「移入朝鮮人労務者状況調」での1942年3月までの九州・山口への移入者数は約6万人であり、これに、ここで推定した1942年4月以降の移入者17万人を加えれば、23万人となる。

このようにみれば、九州・山口への1939年10月から1945年までの朝鮮人集団移入数は20万人を超えることになる。

「支部管内炭礦現況調査表」から、1944年12月から45年1月にかけて、集団移入朝鮮人の現在数が1900人を超える炭鉱をみれば、三井の三池、山野、田川、三菱の崎戸、高島の炭鉱、大之浦、高松、赤池、二瀬などがある。これらの炭鉱の1944年12月末の集団移入現在数は、三井三池が4451人、田川が2372人、山野が3189人、三菱崎戸が2858人、高島が1732人、高松が2768人、大之浦が3248人、二瀬が1932人、赤池が1857人である。(表3)

「支部管内炭礦現況調査表」によれば、九州・山口の1945年1月時点の集団移入朝鮮人の現在数は5万9902人(約6万人)である。同月の中国人・連合軍捕虜の数は1万1001

人であり、炭鉱労働者総数は 27 万 1863 人である。労働者の 4 分の 1 が朝鮮人などの強制動員者となる。

「支部管内炭礦現況調査表」から、1943 年 12 月の九州・山口の炭鉱での出炭高をみれば、約 300 万トンである。この出炭態勢を維持するために、朝鮮人の集団移入がなされた。ここにあげた 9 か所の主要炭鉱での出炭高は、九州・山口の出炭高の 4 割ほどを占めていた。

2 三池・高島炭鉱での朝鮮人動員

この「支部管内炭礦現況調査表」に、石炭統制会の他の統計史料や中央協和会の史料を加え、炭鉱ごとの集団移入の状況をみてみよう。

1943 年 1 月から 12 月の朝鮮から日本各地の炭鉱への集団送出数・動員数・供出率については、石炭統制会労務部京城事務所「半島人労働者供出状況調」からわかる。1943 年 5 月から 1944 年 8 月までの各炭鉱での朝鮮人の雇用数・解雇数・現在員数などは、石炭統制会勤労部の「労務状況速報」や「県別炭礦労働者移動調」などの史料から判明する。ここには在留朝鮮人の雇用数も入っているが、主要炭鉱では 1944 年に入って在留朝鮮人の雇用者の多くが現員徴用され、強制労働をさせられた。1942 年 3 月、6 月までの朝鮮人移入事業所と移入数については、中央協和会「移入朝鮮人労働者状況調」からわかる。さらに厚生省勤労局調査資料など、動員者の名簿が発見されている炭鉱もあり、それらを照合すれば、名簿の記載から供出対象とされた道・郡などが判明する。

これらの史料を使って、三池、高島での集団移入の状況についてみよう。表 4 は三池と高島での集団移入の数、その解雇数、現在員数などをまとめたものである。

三池炭鉱での 1942 年 7 月から 1945 年 5 月にかけての動員数は、石炭統制会の諸資料から、6786 人が判明する。不明の月は 6 か月分である。これに中央協和会の統計の 1942 年 6 月までの動員数 618 人を加えると 7400 人ほどとなる。不明の月の動員数は 2000 人弱とみられる。これ以外に、短期勤労報国隊に組み込まれた朝鮮人もいた。

1943 年 4 月には 1100 人、44 年 7 月と 8 月で 1000 人を超える朝鮮人が集団移入されていた。この 3 つの月だけで三池炭鉱に 2000 人を超える朝鮮人が動員されていた。(表 5)

厚生省勤労局調査福岡県分の集計メモに記された三池炭鉱の動員数集計は、1940 年 93 人、41 年 96 人、42 年 1834 人、43 年 2889 人、44 年 2466 人、45 年 1886 人の計 9264 人であるが、それとほぼ同数の動員数を石炭統制会と中央協和会の資料から知ることができる。厚生省勤労局調査福岡県分にある万田坑の連行者名簿はこのような動員の一端を示すものである。

高島炭鉱についてみれば、1942 年 7 月から 1945 年 5 月にかけて、2199 人の集団移入による動員が判明する。これに 1942 年 6 月までの動員数である 1110 人を加えると約 3300 人となる。不明の月が 5 か月あり、ここで数百人が動員されたとみられるから、動員数は 3500 人を超えるものになるだろう。短期の勤労報国隊に組み込まれていた朝鮮人もいた。また、下請けの組に入れられた朝鮮人もいた。高島炭鉱への動員数は 4000 人近いとみられる。(表 6)

戦後、高島炭鉱が長崎県経由で厚生省勤労局に出した名簿は、現場に残っていた朝鮮人

だけの名簿であり、その数は 1299 人分であった。それは死者や逃亡者、帰国者などの氏名を含まないものであり、不正確なものであった。

官営八幡製鉄所は石炭供給のために二瀬炭鉱を直営したが、二瀬炭鉱は戦時には日鉄鉱業傘下の炭鉱となった。この二瀬炭鉱での朝鮮人の動員状況はつぎのようになる。

二瀬炭鉱には 1942 年 5 月までは集団移入者はいなかった。しかし、1942 年 6 月から集団移入がはじまり、42 年のうちに 1000 人ほどが移入され、43 年には 1400 人以上が朝鮮から送られた。44 年には 1300 人以上が移入され、この 3 年間で 3700 人以上が動員されている。45 年にも動員がすすんだことから、二瀬炭鉱にも 4000 人ほどの朝鮮人が集団移入されたとみられる。(表 7)

ここでは三池、高島などの炭鉱での動員状況をみたが、他の炭鉱でも同様の分析が可能である。発見されている名簿と照合すれば、動員された道・郡なども判明するわけである。

おわりに

朝鮮人の集団移入は 1939 年 10 月から始まり、1945 年に入っても続けられた。石炭統制会福岡支部「支部管内炭礦現況調査表」の「集団移入」の項目は、そのような戦時の朝鮮人の労務動員の状況を示すものである。

「支部管内炭礦現況調査表」の 1942 年 4 月から 45 年 1 月にかけての 20 か月分の記載から、約 9 万 3000 人朝鮮人が九州・山口各地の 59 の炭鉱・3 つの統制組合下の炭鉱に朝鮮人が集団移入されたことがわかる。炭鉱ごと、月ごとの労働者数、解雇数、中国人・連合軍捕虜の動員数、坑夫の職種別人員数、生産高などもわかる。

他の史料を照合すれば、三池、高島、二瀬をはじめ、個別の炭鉱への朝鮮人の集団移入の状況を明らかにすることができる。1939 年から 45 年までの九州・山口への朝鮮人集団移入数は 20 万人を超えたとみることができる。

「支部管内炭礦現況調査表」にみられる労務動員は、甘言や暴力による強制的な動員であった。動員の状況は証言から知ることができる。強制動員された被害者の視点から産業革命遺産の歴史を描くことが求められる。

参考文献

- 石炭統制会福岡支部「支部管内炭礦現況調査表」九州歴史資料館蔵
長廣利崇「〔資料紹介〕石炭統制会福岡支部編「支部管内炭礦現況調査表」『エネルギー史研究』18 九州大学石炭研究資料センター 2003 年
中央協和会「移入朝鮮人労務者状況調」(内務省警保局保安課『協和事業関係』) 国立国会図書館憲政資料室蔵
石炭統制会労務部京城事務所「半島人労務者供出状況調」、石炭統制会「主要炭礦給源種別現在員表」、同「労務状況速報」、同「雇入解雇及就業率調」同「全国炭礦労務者移動状況調」(長澤秀編『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集 I』緑蔭書房 1992 年)
厚生省勤労局『朝鮮人労務者に関する調査』福岡県分 1946 年
「勤報隊半島鉱員徴用鉱員 索引」(二瀬炭鉱中央坑) 林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集 II 朝鮮人 1 上』明石書店 1991 年

表1 朝鮮人集団移入の状況 1942.4~45.1

	炭鉱名1	1942.4	42.5	42.8	42.9	42.11	42.12	43.1	43.2	43.3
1	宇部山陽無煙	63	200	136	0	0	0	1	—	0
2	宇部沖ノ山	0	99	100	100	209	57	2	102	—
3	宇部東見初	0	0	0	86	11	272	13	188	—
4	宇部本山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	山口組合	193	0	100	42	36	103	99	19	—
6	三井三池	0	251	0	315	461	289	2	—	0
7	三井田川	0	99	265	0	97	257	0	—	195
8	三井山野	110	117	22	66	291	139	152	—	212
9	三菱新入	249	101	11	261	76	167	0	—	99
10	三菱鯉田	118	150	0	349	380	32	4	—	151
11	三菱方城	75	92	7	137	260	92	6	—	190
12	三菱上山田	220	28	0	50	0	199	0	—	97
13	三菱飯塚	0	150	0	197	0	338	0	—	150
14	三菱勝田	199	0	0	0	0	0	92	—	100
15	日鉱高松	496	167	288	0	256	157	444	—	443
16	日鉱山田	0	63	0	1	100	97	0	—	0
17	貝島大之浦	0	225	0	7	105	262	91	—	48
18	貝島大辻	4	73	16	23	14	179	4	—	0
19	日鉄二瀬	0	0	9	0	166	100	0	—	0
20	日鉄稻築	0	0	0	0	0	185	0	—	0
21	明治赤池	0	0	88	0	146	0	350	—	249
22	明治豊国	0	49	6	0	0	0	84	—	66
23	明治平山	0	214	99	0	118	46	82	—	44
24	明治高田	0	97	100	0	0	0	0	—	22
25	古河目尾	73	84	0	128	0	75	0	—	88
26	古河下山田	0	0	0	0	68	0	109	—	85
27	古河大峰	0	58	25	0	49	0	124	—	28
28	古河峰地	0	50	0	0	82	0	0	—	0
29	麻生芳雄	0	148	0	0	135	138	100	0	—
30	麻生綱分	0	74	0	0	100	128	95	0	—
31	麻生吉隈	50	0	0	0	199	97	0	0	—
32	麻生豆田	0	0	0	0	0	0	0	0	—
33	住友忠隈	206	6	0	96	0	98	197	0	—
34	大正中鶴	197	0	99	100	100	86	108	118	—
35	嘉穂	100	0	0	0	55	125	99	186	—
36	三菱鞍手	92	0	0	0	0	37	64	33	—

43.4	43.5	43.6	43.8	43.12	44.5	44.7	44.8	44.9	44.10	44.12	45.1	
0	48	34	49	22	0	0	76	93	0	95	41	1
0	266	0	85	94	0	60	115	253	0	122	99	2
0	124	57	197	0	104	9	121	3	352	43	132	3
—	—	—	—	—	0	6	9	62	81	9	2	4
81	151	36	94	131	77	0	23	96	131	73	187	5
1146	206	0	336	68	0	447	607	158	83	198	304	6
0	268	0	176	276	167	77	143	778	6	145	145	7
83	264	89	196	186	77	28	73	527	3	323	238	8
48	100	89	11	161	93	60	103	398	1	112	51	9
50	273	0	105	179	98	9	41	456	5	78	62	10
1	185	93	92	142	89	5	119	475	12	176	53	11
50	188	0	0	40	0	8	95	322	3	70	38	12
0	249	82	204	0	0	0	126	385	5	160	41	13
0	76	0	0	0	100	4	126	228	0	105	77	14
234	220	125	234	114	139	35	326	539	11	324	105	15
0	75	0	107	0	72	14	64	101	1	47	0	16
80	381	345	227	218	128	145	161	239	620	273	84	17
100	92	0	108	0	0	16	0	79	169	3	86	18
0	279	91	174	5	74	67	80	68	225	134	0	19
98	0	96	0	0	0	0	0	0	0	88	0	20
0	372	0	99	6	151	18	182	466	4	13	220	21
0	0	65	0	31	37	2	36	216	1	51	0	22
100	0	119	53	62	67	0	63	320	6	68	8	23
0	89	48	63	0	4	0	29	0	133	0	66	24
0	110	77	0	93	0	14	79	218	184	15	121	25
0	0	121	99	66	20	70	1	101	2	1	46	26
197	0	0	0	85	113	86	38	202	247	126	4	27
108	0	170	0	75	(大峰)	—	—	—	—	—	—	28
0	98	0	0	38	82	65	37	138	137	79	2	29
100	97	100	140	0	0	96	4	4	153	80	1	30
45	96	131	0	47	63	0	5	65	171	48	0	31
0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	32
66	177	29	0	95	49	68	0	67	96	151	3	33
99	87	0	201	96	0	84	39	44	299	22	131	34
0	64	136	179	146	61	20	80	220	212	51	47	35
67	19	0	53	60	0	35	2	138	1	0	4	36

	炭鉱名2	1942.4	42.5	42.8	42.9	42.11	42.12	43.1	43.2	43.3
37	東邦亀山1坑	50	0	0	0	0	0	0	0	—
38	東邦亀山3坑	0	0	0	0	0	3	1	3	—
39	東邦粕屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	東邦天道	0	0	5	106	0	0	93	1	—
41	東邦筑紫	0	0	0	0	84	0	0	57	—
42	北九州組合	141	90	233	89	471	580	286	633	—
43	貝島岩屋	85	15	0	0	0	[51]	0	0	—
44	明治西杵	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	杵島杵島	150	100	0	99	296	67	0	0	—
46	杵島大鶴	4	2	0	0	123	143	0	6	—
47	杵島北方	50	0	0	100	175	0	0	99	—
48	住友唐津	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	三菱多久	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	明治立山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	麻生久原	0	0	0	0	0	0	0	0	—
52	西九州組合(佐賀)	80	721	325	398	430	673	646	236	—
	西九州組合(長崎)	(佐賀へ)	—	—	—	—	—	—	—	—
53	三菱崎戸	87	0	76	140	375	48	0	—	157
54	三菱高島	83	91	88	100	97	72	189	—	1
55	日鉱矢岳	96	75	100	0	96	0	0	—	0
56	日鉄鹿町	164	0	0	0	0	176	101	—	101
57	日鉄池野	99	0	0	0	0	0	100	—	2
58	日鉄神田	51	0	0	0	0	0	100	—	50
59	住友潜龍	0	168	0	108	0	208	0	40	—
60	住友芳野浦	21	32	0	0	0	96	0	95	—
61	松島内大島	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	魚貫	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	権者会員計①	3192	3078	1540	2569	4724	4516	2807	2999	[3489]
	統制組合計②	414	811	658	529	937	1356	1031	888	[1191]
	集団移入総計 ①・②	3606	3889	2198	3098	5661	5872	3838	3887	[4680]

「支部管内炭礦現況調査表」から作成、

[] は前後関係から筆者が補充、() 内の解説は筆者による。— は不明を示す。

炭鉱所有企業名は44年末の時点。

43.4	43.5	43.6	43.8	43.12	44.5	44.7	44.8	44.9	44.10	44.12	45.1	
0	0	0	0	29	0	0	16	(粘屋)	—	—	—	37
66	0	0	41	41	0	48	18	(粘屋)	—	—	—	38
—	—	—	—	—	—	—	—	45	67	1	0	39
1	97	0	96	2	0	0	23	6	115	0	38	40
0	93	0	0	21	0	0	0	97	0	42	0	41
87	856	495	147	605	192	303	306	1269	731	403	554	42
0	90	0	0	64	45	20	43	154	10	90	23	43
—	—	—	—	0	0	18	0	0	0	0	63	44
0	182	187	0	156	0	0	154	0	343	6	120	45
0	25	167	3	102	92	81	65	43	167	74	89	46
0	94	129	0	2	0	0	31	1	96	58	47	47
—	—	—	—	—	0	47	0	43	174	2	68	48
—	—	—	—	0	0	0	0	1	0	67	8	49
—	—	—	—	—	0	0	40	0	0	0	48	50
0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	32	51
264	476	816	283	464	0	103	118	233	381	53	156	52
—	—	—	—	—	127	387	240	896	723	256	670	
305	55	0	82	2	41	0	113	494	0	0	85	53
84	89	0	94	0	106	23	97	428	9	0	164	54
88	0	73	92	88	67	25	53	32	172	76	199	55
93	0	199	0	52	0	0	16	256	0	0	0	56
97	2	98	0	112	0	0	50	90	2	50	2	57
0	0	0	0	0	0	0	72	136	0	54	50	58
0	62	87	142	70	18	0	0	1	195	0	133	59
0	46	19	48	0	37	0	29	22	105	0	94	60
—	—	—	—	—	0	64	9	181	0	0	97	61
—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	47	0	62
3406	5338	3056	3786	3146	2194	1845	3800	9212	4712	3730	3474	①
432	1483	1347	524	1200	396	793	687	2494	1966	832	1567	②
3838	6821	4403	4310	4346	2590	2638	4487	11706	6678	4562	5041	①
												②

表 2 朝鮮人集団移入・現在数の推移

炭鉱名1	1942・4	1942・12	1943・6	1943・12	1944・5	1944・9	1945・1
宇部山陽無煙	367	541	647	536	681	718	595
宇部沖ノ山	205	667	918	1105	1076	1511	1616
宇部東見初	486	794	902	1158	1326	1209	1635
宇部本山	—	—	—	—	—	372	281
山口組合	438	730	883	783	907	411	697
三井三池	273	1215	2196	2946	3297	4085	4594
三井田川	118	883	1084	1768	1980	2963	2469
三井山野	639	1771	2090	2359	2458	2891	3316
三菱新入	710	1036	1115	1277	1291	1609	1463
三菱餘田	590	1287	1303	1597	1646	1808	1596
三菱方城	718	1188	1271	1360	1266	1602	1494
三菱上山田	818	1117	1179	1172	1255	1731	1516
三菱飯塚	280	996	1141	1193	1013	1463	1373
三菱勝田	499	556	749	734	730	991	920
日鉱高松	1632	1796	2853	2930	2751	3123	2508
日鉱山田	157	398	302	399	448	550	505
貝島大之浦	987	2643	3081	3279	3312	3029	3240
貝島大辻	295	787	671	592	338	324	386
日鉄二瀬	0	779	1276	1329	1493	1588	1544
日鉄稻築	0	185	373	353	257	333	411
明治赤池	828	1236	1747	1867	1794	2192	2019
明治豊国	326	367	408	400	380	530	434
明治平山	325	628	749	764	805	1038	865
明治高田	221	316	286	361	357	357	477
古河目尾	264	763	692	742	707	639	657
古河下山田	296	314	439	558	568	628	590
古河大峰	613	859	1125	1243	1798	1551	1562
古河峰地	303	377	631	626	(大峰)一	—	—
麻生芳雄	434	717	819	981	1066	1046	1147
麻生綱分	315	708	897	866	790	715	822
麻生吉隈	442	672	888	934	828	742	837
麻生豆田	0	33	32	32	24	15	49
住友忠隈	704	877	1041	1180	1476	1192	1135
大正中鶴	453	792	1097	1449	1789	1553	1704
嘉穂	403	665	997	1090	1270	1282	1199
東邦(三菱)鞍手	179	236	345	443	358	374	324

炭鉱名2	1942・4	1942・12	1943・6	1943・12	1944・5	1944・9	1945・1
東邦亀山1	54	59	102	181	141	—	—
東邦亀山3	0	18	59	93	121	—	—
東邦粕屋	—	—	—	—	—	276	268
東邦天道	186	172	272	308	254	190	302
東邦筑紫	58	202	285	407	403	453	427
北九州組合	1645	2856	4363	5276	4912	6062	6981
貝島岩屋	361	696	708	814	859	854	879
明治西杵	0	0	0	97	135	149	212
杵島杵島	862	1371	1749	1829	1838	1656	1565
杵島大鶴	342	595	648	703	835	997	1220
杵島北方	159	436	674	696	749	662	704
住友唐津	—	—	—	—	—	554	515
三菱多久	—	—	—	—	97	76	144
明治立山	—	—	—	—	—	102	192
麻生久原	—	—	—	49	90	123	150
西九州組合(佐賀)	1630	4168	5102	5141	2414	1919	2519
西九州組合(長崎)	(佐賀)	(佐賀)	(佐賀)	(佐賀)	3465	4665	5933
三菱崎戸	1258	1998	2349	2514	2506	2969	2888
三菱高島	589	1025	1203	1263	1386	1883	1924
日鉱矢岳	407	496	503	566	615	476	723
日鉄鹿町	338	610	971	959	1006	1187	999
日鉄池野	435	403	549	618	496	549	422
日鉄神田	296	289	379	378	523	696	724
住友潜龍	465	723	671	724	845	764	890
住友芳野浦	234	310	338	337	394	340	453
松島内大島	—	—	—	—	431	734	825
魚實	—	—	—	—	0	0	99
権者会員計	20924	37604	46804	52159	53921	60710	60884
統制組合計	3713	7754	10348	11200	11698	13057	16229
総計	24637	45358	57152	63359	65619	73767	77113

「支部管内炭礦現況調査表」から作成。— は不明を示す。

表3 九州主要炭鉱集団移入数

移入年月	福岡県							長崎県		福岡支部移入総数
	三井三池	三井田川	三井山野	日鉱高松	貝島大之浦	日鉄二瀬	明治赤池	三菱崎戸	三菱高島	
1942.4	0	0	110	496	0	0	0	87	83	3606
1942.5	251	99	117	167	225	0	0	0	91	3889
1942.7										(7879)
1942.8	0	265	22	288	0	9	88	76	88	2198
1942.9	315	0	66	0	7	0	0	140	100	3098
1942.11	461	97	291	256	105	166	146	375	97	5661
1942.12	289	257	139	157	262	100	0	48	72	5872
1943.1	2	0	152	444	91	0	350	0	189	3838
1943.2										3887
1943.3	0	195	212	443	48	0	249	157	1	(4680)
1943.4	1146	0	83	234	80	0	0	305	84	3838
1943.5	206	268	264	220	381	279	372	55	89	6821
1943.6	0	0	89	125	345	91	0	0	0	4403
1943.7										(1443)
1943.8	336	176	196	234	227	174	99	82	94	4310
1943.11										(4111)
1943.12	68	276	186	114	218	5	6	2	0	4346
1944.4										(2640)
1944.5	0	167	77	139	128	74	151	41	106	2590
1944.6										(5540)
1944.7	447	77	28	35	145	67	18	0	23	2638
1944.8	607	143	73	326	161	80	182	113	97	4487
1944.9	158	778	527	539	239	68	466	494	428	11706
1944.10	83	6	3	11	620	225	4	0	9	6678
1944.11										(1972)
1944.12	198	145	323	324	273	134	13	0	0	4562
1945.1	304	145	238	105	84	0	220	85	164	5041
合計(判明分)	4871	3094	3196	4657	3639	1472	2364	2060	1815	93469
44.12 現在数	4451	2372	3189	2768	3248	1932	1857	2858	1732	59235
45.1 現在数	4594	2469	3316	2508	3240	1544	2019	2888	1924	59902
43.12 出炭高	353684	171584	100100	88339	127800	89151	60985	118100	63000	2986883

「支部管内炭礦現況調査表」から作成。集団移入朝鮮人が44年12月あるいは45年1月の現在数で1900人以上の炭鉱9か所をあげた。福岡の麻生の各坑、長崎の日鉄北松の各坑の計も2000人を超えるが、省略した。日鉄福築は二瀬坑とは別に計上されているが、除いた。空欄は欠表のため、不明。()内の数値は筆者推定、推定分で20386人である。

表4 三池・高島 集団移入朝鮮人

年月	三井三池					三菱高島				
	朝鮮人		現在数			朝鮮人		現在数		
	移入数	解雇数	集団移入	華人・ 俘虜	全鉱夫	移入数	解雇数	集団移入	華人・ 俘虜	全鉱夫
1942.4	0	5	273		20348	83	0	589		4597
1942.5	251	80	444		20269	91	0	680		4853
1942.8	0	59	285		20982	88	2	754		4946
1942.9	315	36	564		20371	100	51	803		5014
1942.11	461	38	954		20329	97	4	975		5192
1942.12	289	28	1215		20247	72	24	1025		5327
1943.1	2	71	1146		22942	189	66	1148		5698
1943.3	0	57	1083		20865	1	40	1062		5581
1943.4	1146	33	2199		21361	84	13	1133		5591
1943.5	206	137	2281		20779	89	6	1213		5577
1943.6	0	86	2196		20512	0	10	1203		5560
1943.8	336	98	2377		20960	94	1	1291		5587
1943.12	68	89	2946		19944	0	13	1263		5250
1944.5	0	171	3297	1143	21519	106	43	1386	0	4756
1944.7	447	167	3464	1560	22851	23	1	1342	404	4925
1944.8	607	63	4008	1558	24383	97	43	1404	401	5094
1944.9	158	76	4085	1726	25273	428	26	1883	399	6019
1944.10	83	46	4114	2059	25448	9	26	1793	397	5900
1944.12	198	28	4451	2034	26129	0	1	1732	394	5973
1945.1	304	69	4594	2223	28366	164	12	1924	391	6167

「支部管内炭礦現況調査表」から作成。移入数・解雇数は集団移入の朝鮮人を示す

表5 三井三池炭鉱・朝鮮人動員数

年月	動員数	典拠	動員数資料					動員道郡 2・4・5
			移入数 1	供出数 2	雇用数 3	年動員数 4	万田坑名簿数 4	
1940 計						93		
1941 計						96		
1942.1	?							
1942.2	?						98	忠南牙山
1942.3	?							3月までに 367
1942.4	0	1	0					
1942.5	251	1	251					
1942.6	?		?					6月までに 618

1942.7	?		?					
1942.8	0	1	0					
1942.9	315	1	315				82	忠北忠州槐山,江原原川
1942.10	?		?					
1942.11	461	1	461				77	忠南保寧
1942.12	289	1	289				49	京畿楊平驪州,江原洪川
1942計						1834		
1943.1	0	2	2	0				
1943.2	0	2	?	0				
1943.3	0	2	0	0				
1943.4	1157	2	1146	1157			195	黃海黃州,京畿驪州
1943.5	220	2	206	220	233			
1943.6	0	2	0	0	9			
1943.7	0	2	?	0	10			
1943.8	359	2	336	359	345		92	京畿京城
1943.9	695	2	?	695	660		189	京畿水原
1943.10	0	2	?	0	7			
1943.11	239	2	?	239	224		129	江原蔚珍,京畿京城,忠北
1943.12	68	2	68	68	87			
1943計				2738		2889		
1944.1	113	3	?		113		104	慶南晉陽宜寧
1944.2	207	3	?		207		23	慶南晉陽
1944.3	280	3	?		280		54	京畿京城
1944.4	306	3	?		306		98	京畿龍仁広州
1944.5	52	3	0		52			
1944.6	57	3	?		57		30	京畿京城
1944.7	463	3	447		463		87	京畿平沢安城
1944.8	630	3	607		630		202	慶南南海,全北金堤高敞 淳昌長水、 釧路・春採轉換 470
1944.9	158	1	158					
1944.10	83	1	83					
1944.11	?		?					
1944.12	198	1	198				61	忠南公州扶余
1944計						2466		
1945.1	304	1	304				64	忠南大德
1945.2	?							
1945.3	132	5						麗水莞,全南谷城,高興

1945.4	?					49	全南海南珍島高興
1945.5	?						
1945 計						1886	
合計						9264	

典拠

1「支部管内炭礦現況調査表」、2「半島人勞務者供出状況調」、3「勞務状況速報」「県別炭礦勞務者移動調」
ほか、4 厚生省勤勞局調査福岡県分集計・三池万田坑名簿、5 北炭「徵用勞務者 5 月輸送状況報告ノ件」

表 6 三菱高島炭鉱・朝鮮人動員数

年月	動員数	典拠	動員数資料					出身郡 2・4	備考
			移入数 1	供出数 2	雇用数 3	名簿数 4			
1942.1									
1942.2									
1942.3								3 月までに 925	
1942.4	83	1	83						
1942.5	91	1	91						
1942.6	?		?					6 月までに 1110	
1942.7	?		?						
1942.8	88	1	88			90	忠北槐山		
1942.9	100	1	100			63	忠北清州		
1942.10	?		?			116	黄海延白碧城		
1942.11	97	1	97						
1942.12	72	1	72			45	全南光州		
1942 計									
1943.1	200	2	189	200		214	全南全南和順		
1943.2	0	2	?	0					
1943.3	0	2	1	0					
1943.4	90	2	84	90			黄海		
1943.5	87	2	89	87	89	107	黄海信川		
1943.6	0	2	0	0	0				
1943.7	0	2	?	0	2				
1943.8	100	2	94	100	96	49	全南長城		
1943.9	0	2	?	0	0				
1943.10	120	2	?	120	101	146	全北金堤完州		
1943.11	0	2	?	0	0				
1943.12	0	2	0	0	1				
1943 計				597					

1944.1	73	3	?		73	90	慶南晋州南海	
1944.2	39	3	?		39			
1944.3	18	3	?		18			
1944.4	92	3	?		92			
1944.5	120	3	106		120	49	慶南咸陽	
1944.6	33	3	?		33			
1944.7	36	3	23		36	23	慶南宜寧	
1944.8	97	1	97		270	79	慶南密陽,京畿楊州富川	
1944.9	428	1	428					サハリンから 410
1944.10	- 9	1	9					
1944.11	?		?					
1944.12	0	1	0					
1944 計								
1945.1	164	1	164			92	全南順天	
1945.2	102	4				102	全北井邑	
1945.3	34	4				34	全北益山,忠北堤川	
1945.4	?							
1945.5	?							
1945 計								
合計						1299		

典拠

- 1「支部管内炭礦現況調査表」、2「半島人勞務者供出状況調」、3「勞務状況速報」「県別炭礦勞務者移動調」ほか、
4 厚生省勤勞局調査・高島炭鉱名簿

表7 日鉄二瀬炭鉱(含稻築坑)・朝鮮人動員数

年月	動員数	典拠	動員数資料					備考
			移入数 1	供出数 2	雇用数 3	中央坑名簿 4	出身道郡 2・4	
1942.3								3月まで0
1942.4	0	1	0					
1942.5	0	1	0					
1942.6	?		?			50	全北茂朱	6月までに149
1942.7	?		?			42	全北沃溝	
1942.8	9	1	9					
1942.9	0	1	0					
1942.10	?	1	?			78	忠南天安	
1942.11	166	1	166					
1942.12	285	1	285					

1942 計								
1943.1	0	2	0	0				
1943.2	324	2	?	324		74	忠北清州全南務安	
1943.3	0	2	0	0				
1943.4	196	2	98	196			全北	
1943.5	186	2	279	186	279		全北	
1943.6	195	2	187	195	187	89	全北完州	
1943.7	0	2	?	0	0			
1943.8	278	2	174	278	174		全北・江原	
1943.9	168	2	?	168	247	81	全北任実	
1943.10	0	2	?	0	0			
1943.11	73	2	?	73	71		全北	
1943.12	0	2	5	0	5			
1943 計				1420				
1944.1	84	3	?		84			1 月までに 2555
1944.2	267	3	?		267	71	黄海碧城信川	
1944.3	140	3	?		140			
1944.4	5	3	?		5			
1944.5	97	3	74		97			
1944.6	169	3	?		169	60	京畿楊州開城	
1944.7	0	3	67		0			
1944.8	80	1	80		153			
1944.9	68	1	68					サハリン安別 130
1944.10	225	1	225					
1944.11	?	1	?					
1944.12	222	1	222					
1944 計								
1945.1	0	1	0					
1945.2	?							
1945.3	?							
1945.4	?							
1945.5	?							
1945 計								
合計						545		

典拠

1「支管管内炭礦現況調査表」、2「半島人勞務者供出状況調」、3「勞務状況速報」「県別炭礦勞務者移動調」ほか、4 二瀨炭鉱中央坑名簿「勤報隊半島鉱員徴用鉱員索引」

日本政府(安倍政権)は「明治 150 年」キャンペーンをすすめている。内閣官房に「明治 150 年」関連施策推進室をおき、明治以降の歩みを次世代に遺すこと、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することが重要としている。そのひとつとして、「明治日本の産業革命遺産」の理解の推進を掲げている。

ここでの「明治の精神」、「強み」とは、戦後 70 年の安倍談話のような、日露戦争を賛美し、朝鮮の植民地支配をみようとしめない考え方、被害者の痛みを感じない姿勢なのだろう。

1 産業遺産国民会議の動き

一般財団法人産業遺産国民会議は 2013 年 9 月に設立された。新日鐵住金・三菱商事などの財界関係者と遺産関連の地方自治体関係者を入れた団体であり、世界遺産の活動をすすめてきた加藤康子が専務理事となった。設立後、同会議は政府官邸とともに「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録を推進した。

登録後、産業遺産国民会議は、強制労働を否定する宣伝活動を活発にすすめるようになった。

2017 年 10 月、産業遺産国民会議は「世界遺産・軍艦島は地獄島ではありません」と訴える映像をウェブサイト(真実の歴史を追求する端島島民の会の応援ページ)に掲載した。国民会議は「軍艦島の真実」というウェブサイトも運営するようになった。

掲載映像は、「誰が誤解を広めたのか」「誰が軍艦島の犠牲者なのか」「誰が歴史を捏造しているのか」の 3 本であり、1 本が 3 分 50 分、日本語、韓国語、英語版が制作された。

2017 年 12 月 22 日には、林えいだい、岡記念長崎平和資料館、長崎在日朝鮮人の人権を守る会の本や冊子を批判する映像も掲載した。そこでは中国人の強制労働をも否定する編集がなされている。映像にインタビューする姿が映っているように、内閣官房参与でもある国民会議理事の加藤康子が関与し、作成している。端島関係など朝鮮人労働に関する資料も掲載しはじめた。

他方、日本軍慰安婦問題解決に向けて「希望のたね基金」が設立されたことに対するカウンターとして、2017 年 8 月、「真実の種」を育てる会」が結成され、2017 年 12 月 19 日、「軍艦島は監獄島ではない」とする集会を開催した。集会では、韓国映画「軍艦島」の内容を批判し、軍艦島に強制労働はなかったとする宣伝がなされた。

① 産業遺産国民会議の宣伝映像の内容

「誰が誤解を広めたのか」は、日本人と朝鮮人は一緒に働いた、景気がよく家族連れで来ていた、みんな友達で差別したことはない、朝鮮人が朝鮮人専用の遊廓をもっていたなどの元端島島民の発言で構成されている。

朝鮮人が強制的に連行され、過酷な労働を強いられ、殺されたという主張への反論として制作され、「軍艦島は私たちの故郷です。地獄島ではありません」と結んでいる。

「誰が軍艦島の犠牲者なのか」では、1935 年 3 月のガス爆発事故 27 人の死者のうち、

日本人が18人、朝鮮人が9人であり、幹部も2次災害で死亡したこと、1944年7月のガス突出事故での死者5人のすべてが日本人であったことなどが示される。中国人を助け、朝鮮人と助けあって働いたという坑夫の記事(雑誌「炭の光」)を示し、端島には人情があり、人間味のある扱いであったとする。朝鮮人の引き揚げの時には「さようなら」と別れたとし、何十年と端島に住みました、虐待した事はありません。どうぞ皆さん、仲よくしましょうという女性の発言が挿入されている。

「誰が歴史を捏造しているのか」では、冒頭で、戦時中に強制連行され、ひどい虐待を受け、人権を蹂躪されたと主張する人々がいる。しかしその多くは事実とことなる証言や証拠によるものとし、3枚の写真の誤用を例に、強制連行や虐待がねつ造であると指摘する。そして、「ねじ曲げられた歴史の宣伝に私たちが屈することはありません」とまとめている。

要するに、端島では朝鮮人、中国人と仲良くしていた、朝鮮人を差別したことはない、アウシュビッツの強制労働とは違う、韓国は写真を誤用し、強制労働の歴史をねつ造している、故郷は地獄島ではないと言うわけである。

② その問題点

これらの映像の問題点は何か。

まず、編集者の強制労働否定のシナリオによる証言編集の恣意性である。強制労働を否定する発言が切り取られて構成され、その発言が、伝聞なのか、直接のものなのかが判断できない。

旧島民の認識の不十分性については検証せず、また証言者名が映像内で示さないまま、映像が構成されている。映像では氏名が一括して示されているが、証言時の個別名についてはわからない編集である。地獄島であるのかないのかに、議論がすり替えられている。

明治期、戦時期の圧制や虐待の史料の提示がない。戦時の高島炭鉱への労働動員数を示す史料や動員された人びとの証言は示されない。強制連行や強制労働については、何一つ認めようとししないものである。

戦後の職員・鉱員・下請の住居や賃金での格差が示されることなく、端島での家族的一体感が語られている。労資関係が示されない。

世界遺産登録による観光地化と元端島島民の郷愁をもとに、自らに都合よい歴史の物語を示すものになっている。歴史を批判的に見るとともに、被害者の側に立って考えるという姿勢、歴史から人権と平和に関する教訓をえるという姿勢がみられない。

2015年7月の世界遺産委員会で「その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいた」(外務省訳)とする表現を否定するものになっている。歴史全体(フルヒストリー)を示す能力がみられない。

三菱が1988年に建てた高島慰霊碑には、「この間、中国並びに朝鮮半島から来られた人々を含む多数の働く者及びその家族が、民族・国籍を超えて心を一つにして炭砵の灯を守り、苦楽を共にした日々を偲ぶ」と記していたが、それと同様の歴史認識があるように思われる。日本政府と三菱は強制労働の歴史を明らかにしてこなかったが、それが新たな歴史修正主義の登場を呼んでいる。

これらの映像によって、戦前から働いている、戦時に差別や虐待はない、強制労働ではない、遊廓も経営していた、戦後残った人もいる、朝鮮人は端島を支えた労働者の一員、

中国人への虐待もない、端島は炭鉱コミュニティ、地獄島ではない、強制労働や虐待は韓国側のねつ造、林えいだいや岡資料館の書籍にはこんなに間違いがある、戦後、暴虐を働いた朝鮮人については警察史に記されている、日本人は被害を受けたといった印象を与えたいようである。

③ 映像批判

では、どう批判すべきなのだろうか。

まず、地獄島であったか否かの議論で強制労働を否定してはならないということである。韓国側に、「明治日本の産業革命遺産での強制労働」の指摘において、動員数や死者数での誤記、写真の誤用があったことも事実であるが、だからといって強制労働そのものが無かったということとはできない。日本政府の策定した労務動員計画により、高島炭鉱へと4000人近い朝鮮人の強制動員（強制連行・強制労働）があったことは史実であり、動員された朝鮮人は故郷を離れること、炭鉱での労働を強いられたのである。

戦時には「内鮮一体」「鉱業報国」の名で労働が強制された。朝鮮の植民地支配、労資一体による植民地からの戦争動員について理解すべきであるが、映像にはそのような現実を批判する視点がみられない。

動員された人びとの証言が複数ある。かれらは労働を強制され、逃れることができない島に入れられ、監獄のような場所だったと語っている。動員された人びとの証言にあるように、労務担当による動員者への殴打はよくあることだった。会社による強制貯金もあった。そのような動員被害者の証言は重要である。それを採用することなく、映像で「虐待した事はありません。どうぞ皆さん、仲よくしましょう」と元島民の女性の発言を示しても、説得力はない。

動員された人びとにとって、端島は「仲の良いコミュニティ」ではない。採炭現場での労働者の共同性をもって動員の強制性をうち消してはならない。動員された人びとに思いを馳せる姿勢が必要である。

端島は三菱の所有物であり、戦時下、三菱は端島に3軒の料理店（遊廓・労務慰安所）を置くことを認め、坑夫の管理に利用した。朝鮮人女性も酌婦とされ、動員された。なかには自死した女性もいた。そのような女性にとって端島は地獄のようなものであり、遊廓の経営者の一人本田は県会議員であり、戦争末期には高浜村の村長となった。遊廓を朝鮮人経営者が自主的に置いたのではなく、三菱の労務管理の一環であった。

産業遺産国民会議のウェブサイト「事実と真摯に向き合うことが、真実の追求への第1歩なのです」、「ねじ曲げられた歴史の宣伝に私たちが屈することはありません」とあるが、それは自らに与えられるべき言葉である。

2 保全状況報告書と産業遺産国民会議

① 2017年12月の保全状況報告書

世界遺産委員会は登録にあたり、8つの検討事項を勧告した。そのうち「勧告g」は、推薦資産の提示（プレゼンテーション）についての解説（インタープリテーション）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の1または2以上の段

階を反映しているかを特に強調すること、各サイトの歴史全体についても理解できる解説戦略とすることというものだった。

この勧告により、2017年12月1日までに日本政府は世界遺産委員会に保全状況報告書を提出した。そこでの「勧告g」に関する対応方針は、全構成で顕著な普遍的価値を説明する、歴史全体の記事を更新する、朝鮮人労働者を含む労働者に関する情報を収集する、産業遺産情報センターを設置する、人材育成計画・研修手引を作成する、デジタル映像を作成することなどである。

顕著な普遍的価値の展示に焦点をあてるとしているが、「顕著な普遍的価値」の期間は1850年から1910年とされる。

歴史全体の解説のためには、「一次史料の収集や証言収録など質の高い調査を実施」、「適宜、適切なメディアを通じていずれかの段階において公表」と記されている。

また、「日本政府としても国家総動員法に基づく労働者の徴用政策を実施し、戦前・戦中・戦後に多くの朝鮮人労働者が日本の産業の現場を支えていたことが理解できる展示に取り組む」とされ、この方針による戦前・戦中・戦後の朝鮮人研究をおこなうとする。

進捗計画では、顕著な普遍的価値は内閣官房での調整・指示の下で展示する、産業労働者の理解のために山本作兵衛コレクションを利用する、労働者の物語に関する歴史的文書を公開する、公開された資料を批評する、主要な歴史的文書の調査・研究をおこなうなどとされている。

解説戦略計画の概要によれば、朝鮮人労働者を含む労働者に関する情報集積の責任主体は産業遺産国民会議であり、オンラインでの解説も同様である。情報センターの設置主体は内閣官房となっている。

② その問題点

「明治日本の産業革命遺産」の決定時に、日本政府は「その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいた」としたが、植民地支配での徴用は合法、日本への動員は強制労働ではないとする認識があった。そのような政府の認識が、国民会議や右派の歴史修正主義を増幅させている。

明治日本をすすめた薩摩・長州などの「侍」の活動と明治期の三池、八幡、三菱長崎などの活動がつなぎ合わせられ、「顕著な普遍的価値」とされている。

労働者の物語についても記すとされているが、植民地支配や強制労働については認知することなく、朝鮮人を日本の産業を支えた労働者の一部として組み込んでいる。強制労働の調査をすすめるというのではなく、戦前・戦中・戦後の朝鮮人を研究するとされている。

動員された朝鮮人の視点ではなく、動員し、監視した政府・警察の視点で表現される可能性がある。一次史料の収集というが、動員された朝鮮人の証言についてはこと細かく批判し、動員を美化し、合理化した政府・企業の表現や強制労働を否定する旧島民の証言については無批判に提示されることが考えられる。

産業遺産情報センターは2019年に東京に設置される予定であり、2018年に予算をつけるという。この産業遺産情報センターの展示内容は、産業遺産国民会議がウェブサイトで示しているような、強制労働を否定するようなものになる可能性が高い。

3 強制労働否認の動きを止める

世界遺産推薦書のダイジェスト版『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』には、つぎのように記されている。

テクノロジーは日本の魂である。「明治日本の産業革命遺産」は国家の質を変えた半世紀の産業化を証言している。蘭書を片手に西洋科学に挑んだ「侍(さむらい)」たちは、半世紀の時を経て、近代国家の屋台骨を構築した。日本は自らの手で産業化をすすめ、植民地にならずに、地政学上における日本の地位を世界の舞台に確保した。後に日本を世界の経済大国に押し上げる重工業の基盤をつくった。この産業革命遺産には、顕著な普遍的価値がある(要約)。

このような資本形成・技術革新の自己賛美の物語は、「明治維新」「殖産興業」「富国強兵」を肯定するものであり、過去の戦争を肯定する歴史修正主義と不可分である。それが過去の強制労働を否定する歴史修正・歪曲を加速させている。

歴史修正主義は、証言の一部、細部をとりあげて、証言は嘘と宣伝し、多くの証言や資料を無視する。恣意的に資料と証言を組み合わせて、事実を否定する。被害者を再び傷つける。それにより、過去だけでなく現在をねじ曲げていく。

産業遺産国民会議という世界遺産の登録推進主体が、端島を主題とし、強制労働についての歴史修正をすすめる。解説戦略計画の概要によれば、この産業遺産国民会議が朝鮮人労働者を含む労働者に関する情報集積の責任主体である。

この動きと並行して、「日本はすごい」、「明治の精神に学べ」のキャンペーンがすすんでいる。強制動員問題では、真相究明や被害者救済の動きに対し、「自虐」や「反日」のレッテルを貼りつけ、尊厳回復・補償請求を「国家ぐるみの金取りの動き」と宣伝する。

産業遺産国民会議の動きは、世界遺産登録の際の合意「その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいた」に反する動きである。

当時、日本政府は朝鮮半島からの労務動員計画を立て、企業からの申請を受け、動員した。自発性を操作し、ときに暴力を使って現場に送り込んだ。その責任は重い。現在の日本政府(安倍政権)の姿勢が、産業遺産国民会議の主張を支えている。

産業遺産国民会議の主張は、文科省検定歴史教科書の記述、たとえば、「数十万人の朝鮮人や占領地域の中国人を日本本土などに強制連行し、鉱山や土木現場などで働かせた」(山川出版社「詳説日本史B」)、「労働力不足を補うため、1939年からは集団募集で、42年からは官斡旋で、44年からは国民徴用令によって約80万人の朝鮮人を、日本内地や樺太・アジア太平洋地域などに強制連行した。(中略)さらに約4万人の中国人も日本などに強制連行した(脚注)」(実教出版「高校日本史B」)などに反するものである。

『新長崎市史3近代編』(2014年)では、高島炭鉱が日本近代史での「苦難の歴史」・「負の遺産」を示す社会教育の場であると指摘している。明治以来、甘い言葉で炭鉱に連れてきて、暴力で働かせ、多くの死者が出た、戦争中は朝鮮半島、中国からも連れてきて同じことをしたと記されている。

このように強制連行・強制労働は学説の主流であり、端島を例外とすることはできない。

2016年6月の三菱マテリアルと中国人強制連行者の和解の合意にあたり、三菱マテリアルは三菱マテリアルの前身の三菱鉱業とその下請け会社が3765人の中国人を受け入れ、「劣悪な条件下で労働を強いた」こと、そこで722人が亡くなったことなどを認めた。そして当時の使用者としての歴史的責任を認め、「深甚なる謝罪」と「深甚なる哀悼」の意を表した。ここには、高島・端島に連行された409人の中国人も含まれている。

「強制労働はなかった」と宣伝することは、歴史の事実の否定であり、被害者や関係者の心を苦しめるものである。それは、被害者の声を受けとめ、企業として歴史的責任をとろうとする活動にも反するものである。三菱マテリアルは中国人強制労働を認知して和解したが、国民会議の見解はそれに反するものである。

産業遺産国民会議の主張は、参加企業・自治体の総意となりえない。端島での強制労働の否定により、各地での朝鮮人・中国人の強制労働を否定してしまうことはできない。

たとえば三池での強制労働は、宣伝冊子、追悼碑、博物館での展示にみられるように行政が認知している。大牟田市・荒尾市と三井は、産業遺産国民会議のように、三池での強制労働を否定できないだろう。新日鉄住金も強制労働がなかったと言うことはできない。

韓国政府はこれまで、強制動員被害真相糾明委員会など、強制動員研究の調査と被害者支援をすすめてきた。中国国内でも、中国人強制連行の調査と被害者団体が結成されてきた。そのなかで、『死亡記録からみる端島炭坑の強制動員朝鮮人死亡者被害実態基礎調査』、『酷い別離』、『認定資料』（韓国真相糾明委員会）、何天義編『二戦擄日中国劳工口述史2 血洒九州島』、『中国人強制連行長崎訴訟資料』など、収集された証言・資料は数多い。これまでの成果は、新たな歴史修正の動きを止める力を与えるものである。

戦時の強制動員に対し、謝罪や賠償を求めることは、尊厳の回復であり、正義の実現である。被害者の証言の一部を批判し、その証言全体、強制労働の事実を否定する行為は被害者を再び侮辱するものである。

真実を明らかにすることから、友好ははじまる。強制動員の苦難に耐えた人びとを偲び、認め、敬意を表すことは、人間にとって大切なことである。そこに人間の生の方向性がある。平和にむけての「人類の知的・精神的連帯」（ユネスコ憲章前文）の営為は、テクノロジーに魂を渡すことではなく、慈愛を基礎とするものである。

(2018年2月)

「法的解決済み」論の構造と日本の過去清算

小林 久公（過去と現在を考えるネットワーク北海道 代表）

1. 「法的解決済み」論の何が問題なのか

(1) 日本外務省は最新の『2017年版外交青書』で次のように述べている。¹

「朝鮮半島出身の「旧民間人徴用工」をめぐる裁判については、日韓間の財産・請求権の問題は、日韓請求権・経済協力協定により完全かつ最終的に解決済みであるとの日本の一貫した立場に基づき、今後とも適切に対応していく。(中略) そのほか、朝鮮半島出身者の遺骨問題、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者問題への対応、在韓ハンセン病療養所入所者への対応など、多岐にわたる分野で、人道的観点から、日本は可能な限りの支援を進めてきている。」

ここに表明されている日本政府の過去清算の考え方は、①日韓両国間の過去清算の問題は「日韓請求権・経済協力協定により完全かつ最終的に解決済みである」が、②個別的な過去清算の課題は「人道的観点から、日本は可能な限りの支援を」するのが日本政府の一貫した立場であるというものである。

(2) 他方、日本軍「慰安婦」問題をはじめ強制動員被害者が日本政府に求めているのは、日本政府が加害事実を認定しその責任を認めて、謝罪し賠償することである。この「加害事実の責任を認めて謝罪し賠償すること」は、別な表現で言うと「法的責任を認めて、謝罪し賠償する」ことである。

(3) 日本政府の「法的解決済み」論と被害者の「法的責任を認めて、謝罪し賠償する」要求とは、真つ向から対立しており、この対立構造を克服しない限り日本の戦後処理問題は解決しない。それで、本稿では、法的解決済み」論を克服するための解明を試みることにする。

2. そもそも「法的解決済み」論とは何か

(1) 日本側の主張

前記の「日韓間の財産・請求権の問題は、日韓請求権・経済協力協定により完全かつ最終的に解決済みである」とされている「日韓請求権・経済協力協定」(以下、日韓請求権協定という)の条文とその解釈、政府説明は次のようなものである。(傍線は筆者)

● 日韓請求権協定 第二条 の条文

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

そして、この条文の解釈について合意議事録が作成されており、それは次のようなものである。合意議事録に依れば、完全かつ最終的に解決されたのは、「韓国の対日請求要綱」(いわゆる八項目)で要求されたものであることが分かる。この「韓国の対日請求要綱」(いわゆる八項目)には、被害者個人の損害賠償請求権は含まれていない。従って、被害者個人の損害賠償請求権は日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決された」ものには含まれていないことになる。

● 日韓請求権並びに経済協力協定、合意議事録 (1)

(a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

(g) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」(いわゆる八項目)の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。

では、日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決された」ものとは何であるのか、日本政府の説明は次のようなものである。

● 個人の請求権に関する政府見解

「ただいま土井先生が言われましたこと、基本的に私、正確であると思います。この条約上は、国の請求権、国自身が持っている請求権を放棄した。そして個人については、その国民については国の権利として持っている外交保護権を放棄した。したがって、この条約上は個人の請求権を直接消滅させたものではないということでございます。」(1992年 第123回通常国会 衆議院-外務委員会 会議録-2号 平成04年02月26日 柳井条約局長の答弁)

日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決された」ものとは、「財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する」国の外交保護権を放棄したものであり、被害者の「財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する」個人請求権を「直接消滅させたものではない」というのが日本政府の説明である。

それで、日本政府は、被害者の「財産、権利及び利益」の請求権を消滅させるために、国内法を制定しなければ「完全かつ最終的に解決されたこと」とならないので国内法を制定することとした。その法律案の提案説明は次のものである。

● 「韓国人財産請求権措置法」(法律第144号)の立法趣旨説明

「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定は、その第二条3において、一方の国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄のもとにあるものに対する措置について、今後いかなる主張もなされ得ないことを規定しておりますが、協定の対象となるこれらの実体的権利について具体的にいかなる国内的措置をとるかにつきましては、当該締約国の決定にゆだねられております。

したがって、わが国については、大韓民国及びその国民の実体的権利をどのように処理するかについて国内法を制定して、同条3に言う措置をとることが必要となったわけで、これがこの法律案を作成した理由であります。」(第50回国会 参議院 「日韓条約等特別委員会」会議録第2号、昭和四十年十一月二十二日)

この国内法の立法趣旨説明で明らかとなり、日韓請求権協定により韓国人の「財産、権利及び利益」である「実体的権利」をこの国内法で消滅させたのであり、韓国人の損害賠償請求権は一つ消滅させられていないのである。

(2) 韓国側の主張

日韓請求権協定に関する韓国側の主張として、2015年5月14日の韓国大法院(最高裁)の判決を紹介する。²

韓国側の理解も日韓請求権協定で個人請求権は消滅していないとの判断であり、この点においては日韓の理解は同じであり共通している。以下に「新日鉄事件大法院判決」の抜粋を紹介する。

(2) 請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第 4 条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第 1 条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第 2 条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかつたが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと解することは困難である点などに照らしてみると、上記原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかつたのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかつたと解するのが相当である。

その上、国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相いれない点、国家が条約を通して国民の個人請求権を消滅させることが国際法上許容されるとしても国家と国民個人が別個の法的主体であることを考慮すれば条約に明確な根拠がない限り条約締結で国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定では個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意思の合致があつたと解するだけの十分な根拠がない点、日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請求権が消滅しないことを前提とするときに初めて理解できる点等を考慮すれば、上記原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとしても、その個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと解することはできず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたことにより、日本の国内措置で当該請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけである。

(3) したがって、上記原告らの被告に対する請求権は請求権協定により消滅しなかつたものであり、上記原告らは被告に対してこのような請求権を行使することができる。

(3) 日本政府の「法的解決済み」論の虚構の構造

日韓両国の請求権協定の個人請求権の有無についての理解は共通しているにもかかわらず日本政府は、日本政府が日韓請求権協定ですべての請求権が消滅したかの如く「完全かつ最終的に解決された」と主張することは正当な行為とは言い難い。

むしろ、このような行政の主張は不当であるばかりが虚構である。そこには、国民と世界の人々をだますトリックがあり、二枚舌の構造がある。

2011 年に韓国政府は、韓国の憲法裁判所の決定に従い日韓条約で何が解決し何が解決していないかについて日韓請求権協定第三条に基づく協議を日本政府に公式に申し入れている。だが、日本政府は「法的には解決済みである」として未だ協議に応じていないことも指摘しておく。

3. 国際基準や日本国憲法と相容れない日本政府の「法的解決済み」論

(1) このような日本政府の主張は、日本国憲法とも異なる立場である

日本国憲法の遵守義務を日本政府は負っているにもかかわらず日本政府が主張する「法的解決済み」論は、日本国憲法とも異なる立場のものである。

日本国憲法は「われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」としている。

法的には消滅していない韓国人の個人賠償請求権を、日韓請求権協定で消滅しているかのごとく振る舞うのは「政治道徳」と合致しない。

強制動員労働者の未払い賃金はあくまでも個人のものであり、それを政府間の取り決めで消滅させることは出来ないものであり、そのことは日本政府も認めているところである。

また、長生炭鉱の水没遺骸の発掘について、政府には無関係との立場は、「諸国民との協和」を謳う憲法と合致しない。しかも、そこには日本人犠牲者の遺骸も共に在るのである。それを、法律が無いことを理由に取り組まないのは、政府の不作為でしかない。

「明治日本の産業革命遺産」についても、日本政府は「法的解決済み」論を持ち出し、そこが朝鮮人など外国人や日本人の強制労働現場であったことを示すことを嫌がっている。これは、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」している日本国憲法の立場から逸脱しているものである。

(2) 日本政府は、国際関係の解決について個人と国との関係を無視してきた

今日、日本政府に求められている過去清算の課題は、国と国との関係で解決が求められているのではなく、個人が日本政府に解決を求めている課題なのであるが、日本政府は国と国との間で解決でしか対応していない。2015年の日本軍「慰安婦」問題についての日韓両国政府の合意もその一つの表われであった。このことについて、韓国の新政権が「歴史問題の解決にあつて確立された国際社会の普遍的な原則に違反しているだけでなく、何よりも被害当事者と国民が排除された政治的な合意だったという点で痛恨の思いです」と述べていることは教訓的である。

日本政府は、外交において国と個人との関係を無視し続けており、憲法が謳う「個人として尊重される」理念は生かされていない。ここには、植民地主義を克服できないでいる日本政府の姿がある。

日本政府は、選択議定書で個人通報制度を定めている「自由権規約」「社会権規約」「女性差別撤廃条約」などの個人通報制度を未だ批准していない。また、「人種差別撤廃条約」「拷問等禁止条約」は条約本文にある規定の受諾宣言を行っていない。そのため、日本には、個人通報制度は現在まで適用されず個人の訴えを排除し続けている。

4. 「法的解決済み」論の克服

ここまで、日本政府の「法的解決済み」論を幾つかの側面から批判してきたが「法的解決済み」論を克服し過去清算の課題を解決するにはどうするのか、その解決方法はあるのかについてここで述べる。

「法的解決済み」論の克服は、政府の事実認定の状況に第一義的に拘わっている。政府が加害事実を認め、その責任において謝罪し賠償するならば、それは即「法的解決済み」論が克服されたことに等しいこととなる。すなわち、「法的解決済み」論の克服とは、しっかりした事実認定によって実現するのであり、事実認定と「法的解決済み」論は表裏一体の構造になっているのであるから、しっかりした事実認定によってこそ「法的解決済み」論が事実上克服されるものと考えられる。

政府は、外交保護権を放棄したと言いながら関係国政府と問題解決のための協議を行ってきた。それは人道的立場での協議だと言いながらも「法的解決」をめざしたものであった。その一つが「慰安婦」問題についての日韓合意であったとも考えられる。しかし、支払われた「10億円」を「賠償ではない」と主張することにより、この合意は、そもそもから破たんすることとなった。それは、賠償ではないので、10億円を受け取った被害者の損害賠償請求権を消滅させることができず残る結果となっているからである。ここに「法的解決済み」論の実際的な限界がある。

もし、日本政府が「慰安婦」問題を解決する気になれば、その加害事実を認め、謝罪し、10億円を支払っていたならば、問題解決に一步近づいていたかもしれないのである。

今年の通常国会では、衆議院決算委員会が予備費から支出された10億円についての応諾案件の結論を出すことになっているが、そのことに関心を持っている人々は、ごく少数でしかない。

以上

1 日本外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page25_000776.html

2 日本弁護士連合会ホームページ 戦後補償のための日韓共同資料室

https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/nikkan_shiryoku/korea_shiryoku.html?revision=0&mode=0

強制動員の真相探る (上)

全国研究集会・沖繩に寄せて
佐藤 礼

「第11回強制動員真相研究明全国研究集会・沖繩」が17日、那覇市で開催された。この全国集会是、朝鮮人戦時強制動員・強制労働による被害の真相究明や交流を目的として、これまで年に1度、東京、神戸、宇都宮、名古屋、松本など全国各地で開催されてきた。11回目を迎える今年は、初めての沖縄開催となる。

賠償責任果たさぬ政府

記憶の継承、伝達課題に

さとう・れい 1966年生まれ。大学教員。専門は朝鮮近代史、戦後補償問題。強制動員真相究明ネットワーク会員。

戦後の日韓国交正常化交渉の中で、韓国政府は戦時被害に対する賠償を日本政府に要求したが、最終的には1965年のいわゆる請求権協定・経済協定締結により、日本の5億円の賠償・無償提供で請求権問題は「完全かつ最終的に解決された」とされたのである。

掘り起こし
このように被害に対する賠償に対する調査や補償

資料や概説書の公刊も進んでいる。15年の後継委員会解散後も、活動を続けている。

最近では、いわゆる「明治日本の産業革命遺産」のユネスコ登録に際し、これら遺産の中には朝鮮人、中国人、連合軍捕虜が強制労働を強いられた遺産が含まれていることを、該当する説明板に記載するよう要求し、情報を提供する活動も展開している。長崎の高島炭鉱、端島炭鉱(軍艦島)、八幡製鉄所などがその対象である。

近年では被害者のほとんどがすでに亡くなっており、記憶や記録の継承と伝達が、この問題の最も大きな課題の一つだ。一方で、「韓流」やK-POPの流行により、「慰安婦」問題や強制動員問題に関心をもち若い世代も増え始めている。

告や全国各地の活動報告から、そして日本各地で活動を続けている人たちの交流から、本で読むよりもずっと鮮明で具体的な強制動員被害の実態を学ぶことができる。さまざまな市民団体が工夫を凝らした活動を展開しているからだ。また現地スタッフによる詳細な解説つき強制動員フィールドワークも、全国集會参加の魅力の一つだ。

近年では被害者のほとんどがすでに亡くなっており、記憶や記録の継承と伝達が、この問題の最も大きな課題の一つだ。一方で、「韓流」やK-POPの流行により、「慰安婦」問題や強制動員問題に関心をもち若い世代も増え始めている。

日本による植民地支配の下で、朝鮮半島にも全域に総動員体制がつけられ、日本の侵略戦争遂行のために大々的なヒトやモノの動員が行われた。200万人を超える朝鮮人が日本・樺太・南洋群島などの軍需工場や軍事施設、鉱山・炭鉱の労働力として動員され、民族差別にさらされながら、劣悪な条件下で過酷な労働を強いられた。

「朝鮮人強制動員の記録」(65年)でその実態を告発して以降、日本各地で朝鮮人強制動員の歴史の掘り起こしが始まった。

さる1970年代からは日本や韓国に住む被害者たちが、個人が受けた被害の回復や賠償・真相究明を求め、日本政府や企業の責任を問う戦後補償裁判を提起しはじめた。

裁判の原告は、三菱・不二越など軍産企業の強制労働

国家総動員計画に基づくこれらの動員は、植民地統

が国家規模で行われはじめる国家責任が果たされない状況に対して、朴慶植が「朝鮮人強制動員の記録」(65年)でその実態を告発して以降、日本各地で朝鮮人強制動員の歴史の掘り起こしが始まった。

また戦後に日本人の旧軍人軍属に対して行っている補償や恩給も、朝鮮人・台湾人に対しては「日本国籍ではない」という理由で一切ない。また戦後に日本人の旧軍人軍属に対して行っている補償や恩給も、朝鮮人・台湾人に対しては「日本国籍ではない」という理由で一切ない。

「真相究明ネットワーク」は、この「真相究明委員会」の調査活動を支援するために、各地で活動する多くの研究が蓄積されており、数々の資料集や証言集、回顧録などが公刊されている。しかし膨大な規模で行われたその全貌はいまだに明らかにできていない。

国策

「真相究明委員会」の調査活動を支援するために、各地で活動する多くの研究が蓄積されており、数々の資料集や証言集、回顧録などが公刊されている。しかし膨大な規模で行われたその全貌はいまだに明らかにできていない。

国家総動員計画に基づくこれらの動員は、植民地統

が国家規模で行われはじめる国家責任が果たされない状況に対して、朴慶植が「朝鮮人強制動員の記録」(65年)でその実態を告発して以降、日本各地で朝鮮人強制動員の歴史の掘り起こしが始まった。

国家総動員計画に基づくこれらの動員は、植民地統

が国家規模で行われはじめる国家責任が果たされない状況に対して、朴慶植が「朝鮮人強制動員の記録」(65年)でその実態を告発して以降、日本各地で朝鮮人強制動員の歴史の掘り起こしが始まった。



山口県宇部市で開かれた第8回強制動員真相究明全国研究集会=2015年3月

「強制動員の真相探る」

真相探る

(下)

全国研究集会・沖縄に寄せて

村山 友子

1999年8月、韓国の慶尚北道・英陽の地に「沖縄戦被害者追悼の碑」が建てられた。太平洋戦争中、朝鮮半島から日本軍によって強制連行された軍夫の数は1万〜2万人とも言われ、慶尚北道からは最も多くの数の人たちが沖縄へ連行されている。

1991年を離市生まれ。沖縄の金理事、2004年「恨之碑」建立を進める会事務局長。「坪反戦地主会北都プロダクション会」。

ロンズのリーフは横2.5m、朝鮮軍夫が隠しをされ、後ろ手に縛られて日本兵に銃床で殴られ刑場へ連行されている。それを引き留めようとするの足取り取りする身位、母の母。そして軍国主義の先兵とさせられた日本の兵の哀れな加害者の表情。口韓の不幸な歴史を強烈に訴え出すリーフに圧倒

は、韓国の方々の深い恨を心に刻みながら、「恨之碑」建立の意義に「沖縄戦の真相をアジアの視点から深く、歴史の教訓を後世に語り継ぎ、平和な沖縄・アジアをつくり上げる共同の取り組み」と位置付け、再び「被害者にも加害者にもならない」という強い意志を込めた。

交流

碑の建立に関わって来き、米日政府による米軍再編で沖縄の基地はより強化され、住民は多々々に分断されている。

今も米軍に土地を奪われ、米日政府による米軍再編で沖縄の基地はより強化され、住民は多々々に分断されている。

そのような状況の中で朝鮮半島との関係をどう築いていけるか、全国集會に参加される皆さんと東アジアに生きる市民として一緒に考えたい。

第11回強制動員真相究明会

全国研究集会・沖縄は17日午後1時から、那覇市の沖縄大学同窓会館で開かれる。問い合わせは、tsun ohui10@hotmail.com

文化

恨之碑建立「加害」学ぶ

朝鮮半島との関係構築へ

元軍夫の墓「昌昌」(故人は、阿嘉島に米軍が上陸、占領した後に、食事もろくに与えられぬ中、丸腰のまま日本軍に引き連れられ島内を敗走、彷徨させられたあひく、「芋や稲穂を盗んだ」「逃亡を図った」などの理由で、同僚12名が日本軍によって銃殺されるのに立ち会ったという凄惨な体験をした。

韓国「恨之碑」建立から5年。沖縄での建立に向けて「恨之碑」建立を進める会がスタートする

「恨」は日本語で「うらみ」と読めば「仇討ち」。韓国語で「ハン」と読めば、「解き放つ」という意味を持つ。うちなへちまは「肝替り」という意味を持つ。金城美氏の「恨」の意を深く理解した。私たちが

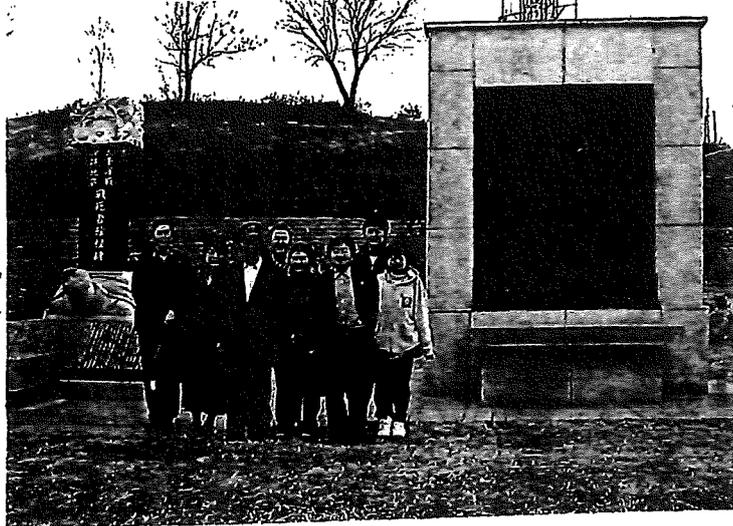
「恨」は日本語で「うらみ」と読めば「仇討ち」。韓国語で「ハン」と読めば、「解き放つ」という意味を持つ。うちなへちまは「肝替り」という意味を持つ。金城美氏の「恨」の意を深く理解した。私たちが

2005年4月、韓国の「太平洋戦争被害者補償推進協議会」の共同代表李順子(イソン)事務局長の金銀禧(キムヒョン)さんたちの案内で、昌昌の墓を訪ね、体験をつかがい、「恨」の意を深く理解した。私たちが

肝替り

徐正副(故人)は宮古島で、米軍機による空襲の最中に危険な荷役作業に従事させられ、被弾、沈没した日本軍輸送船の船底で作業していた軍夫たちが海の藻屑と消えぬのを目の当たりにした。生きて故郷に帰ることはできなかった。金城美氏の彫刻による「

昌昌の墓を訪ね、体験をつかがい、「恨」の意を深く理解した。私たちが



韓国の恨之碑の前で、恨之碑沖繩建立事務局と元軍夫の墓「昌昌」(左から3人目) 2005年4月6日